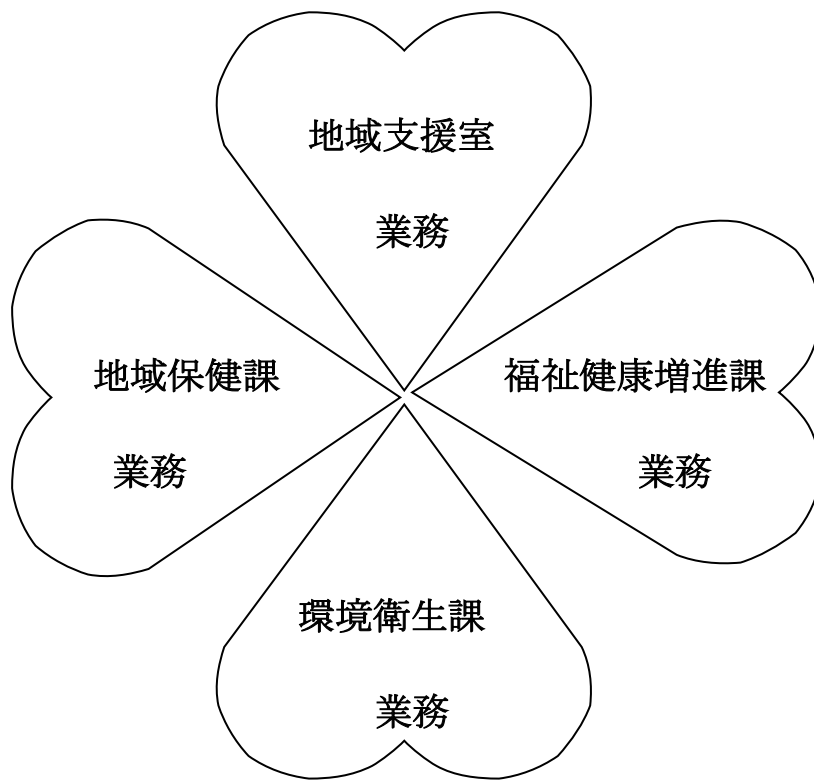


事業概要



令和6年7月

福井県坂井健康福祉センター

目 次

I 坂井健康福祉センターの概要	1
-----------------	---

II 事業の概要

1	人口静態・動態	5
2	医務	8
3	薬務	9
4	民生委員児童委員、主任児童委員の活動	11
5	児童の福祉	12
6	障がい者（児）の福祉	13
7	女性の福祉	14
8	生活習慣病・がん予防対策	15
9	精神保健福祉	17
10	母子保健	20
11	歯科保健	22
12	栄養改善・健康増進	23
13	難病対策	27
14	地域保健業務	29
15	感染症対策	33
15 -2	結核予防	35
16	食品衛生	37
17	狂犬病予防	39
18	動物愛護	39
19	生活衛生	40
20	廃棄物対策	42
21	公害防止	43

III 資料

●	協議会名簿	46
9	精神保健福祉	47
10	母子保健	48
12	栄養改善・健康増進	49
13	難病対策	51
15 -2	結核予防	57
16	食品衛生	59
18	動物愛護	61
19	生活衛生	61
20	廃棄物対策	63
21	公害防止	64

(※「III 資料」の項目番号は、「II 事業の概要」の項目番号と一致)

I 坂井健康福祉センターの概要

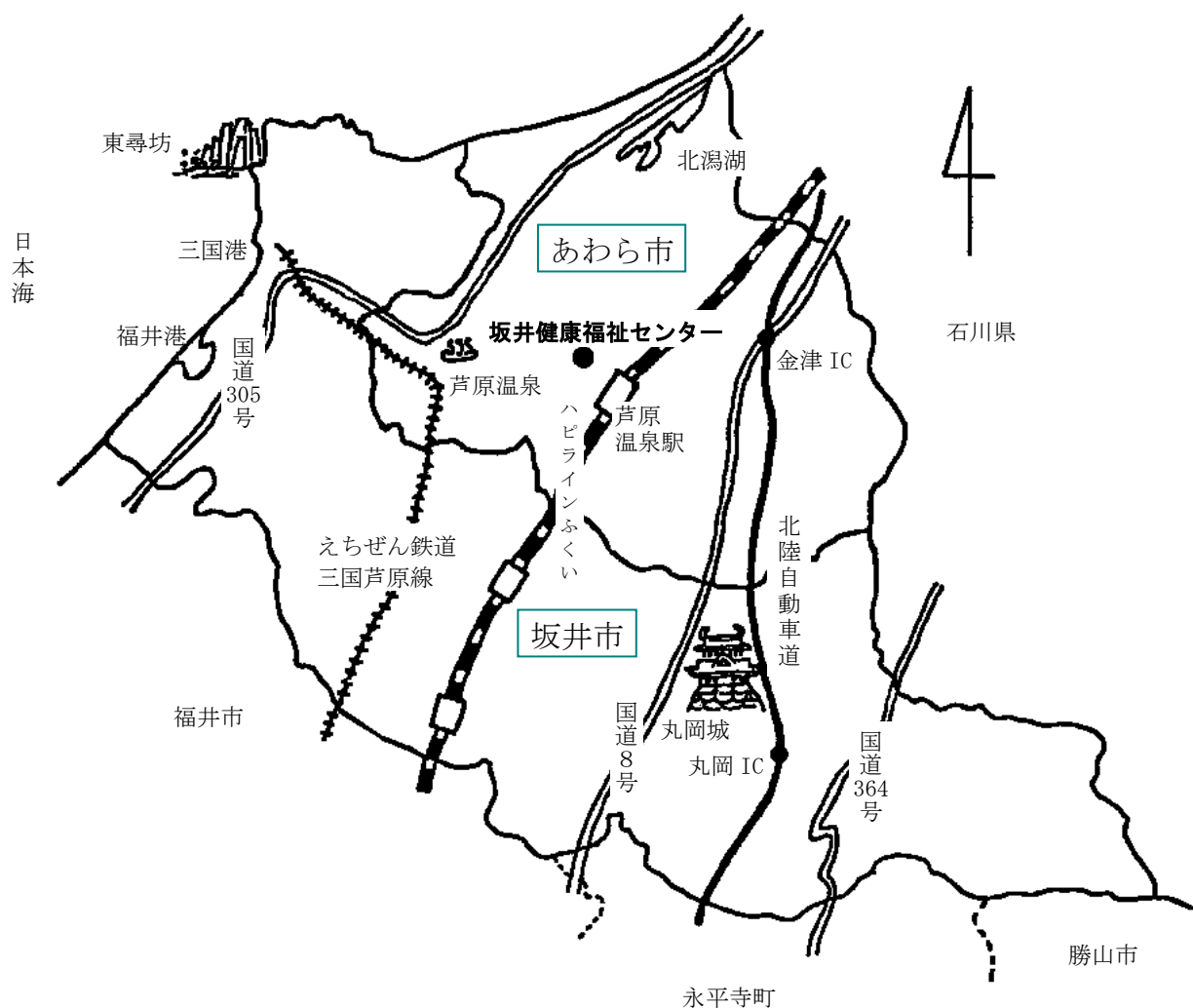
1 沿革

保健所		福祉事務所	
昭和20年 5月	三国警察署金津部長派出所の2階一室を借り受けて発足、課制なし、職員6名、管内区域4町17村		
昭和21年 8月	金津東に独立庁舎を新築		
昭和24年 3月	保健所の統廃合により森田保健所を廃止し、その管轄区域中春江町磯部村を当所管内に編入		
昭和24年10月	鶉保健所を廃止し、その管轄区域を当所管内に編入、管内区域5町26村		
昭和25年 4月	機構改革により総務課、保健予防課を置く 定員43名		
	金津保健所鶉出張所を設置	昭和26年	三国町平木、坂井地方事務所に民生課を新設
昭和27年 9月	金津優生保護相談所を併設	昭和31年 2月	坂井地方事務所の名称が坂井事務所となる 課の名称変更（福祉課）
昭和28年 3月	金津町六日に庁舎を移転	昭和37年 7月	坂井事務所より分離し、坂井福祉事務所となる
昭和34年 6月	衛生課新設		民生課、保護課を置く
昭和42年 5月	川西町の福井市編入により鶉出張所を福井保健所へ移管		
昭和46年 5月	現庁舎へ移転		
平成 8年 9月	金津優生保護相談所を廃止	平成元年 5月	三国町水居に建設された坂井合同庁舎に移転
平成 9年 4月	課の名称変更 (総務課、生活衛生課、健康増進課)	平成 9年 4月	課の名称変更 (地域福祉課、保護課)
平成10年 4月	福祉保健推進室を新設		
平成12年4月1日	機構改革により坂井福祉事務所と金津保健所を組織統合し、坂井健康福祉センターを設置 (地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課) 法令等により用いる時の保健所の名称を、坂井保健所に変更		
平成18年4月1日	機構改革により福祉課と健康増進課を統合し福祉保健課を設置		
平成22年4月1日	機構改革により地域保健課を新設し、福祉保健課を福祉健康増進課へ課名変更		

2 坂井健康福祉センターの概況

- (1) 所管市町村 2市(あわら市、坂井市)を所管している。
- (2) 人口・面積 令和6年3月1日現在、管内人口は112,644人で県全体の741,976人に対して約15.2%を占めている。
管内面積は、326.65k㎡で県全体の4,190.58k㎡に対して約7.8%を占めている。
- (3) 産 業 管内面積のうち田畑が約31%を占め、坂井平野は県内有数の穀倉地帯となっている。また、北部丘陵地帯では野菜や果樹の栽培、畜産業が盛んである。一方南部には繊維産業が集積し、北西部には芦原温泉、東尋坊などの観光地がある。また、南西部海岸沿いは県内最大の工業団地「テクノポート福井」、南東部福井寄りに情報産業集積団地「ソフトパークふくい」があり、県内外から多くの企業が進出している。また、令和6年3月16日には北陸新幹線が開通した。

(4) 管内略図



(5) 管内の市別人口、面積

町名	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口(人)			人口密度 (人/km ²)
			総数	男	女	
あわら市	116.98	10,023	26,450	12,595	13,855	228.47
坂井市	209.67	31,978	86,608	41,934	44,674	415.56
管内計	326.65	42,001	113,058	54,529	58,529	348.56
福井県	4,190.54	295,510	744,568	363,888	380,680	177.68

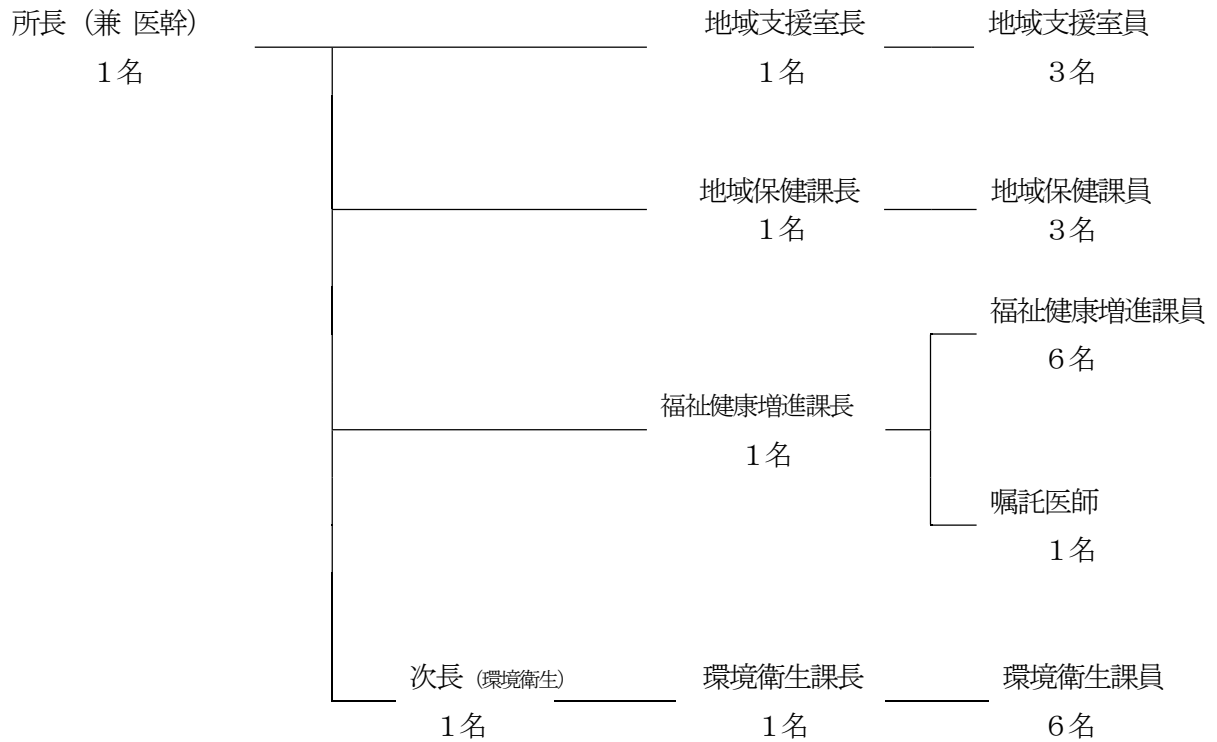
人口：「福井県の人口と世帯」(R5.10.1現在) 県統計情報課

面積：「全国都道府県市区町村別面積調」(R5.10.1現在)

国土交通省国土地理院

3 組織

(R6.4.1 現在)



4 職員職種別内訳

(R6.4.1 現在)

課別 種別	所 長 (兼 医 幹)	次 長	地域支援室	地域保健課	福祉健康 増進課	環境衛生課	計
医 師	1						1
一般事務			3		1		4
獣医師		1					1
薬剤師			1			5	6
栄養士					2		2
化学						1	1
高分子工学						1	1
保健師				4	4		8
嘱託医師					1		1
合 計	1	1	4	4	8	7	25

5 事務分掌

<p>地域支援室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務に関すること ・ 予算の執行管理に関すること ・ 庁舎、備品の維持管理に関すること ・ 健康福祉センター運営協議会に関すること ・ 医療法、医師法、保健師助産師看護師法等の施行に関すること ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること ・ 臓器移植、骨髄バンク、献血運動の推進に関すること ・ 医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法の施行に関すること ・ 薬物乱用防止の啓発等に関すること
<p>地域保健課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康危機管理に関すること ・ 地域における福祉、保健、医療、環境の総合的な企画調整に関すること ・ 感染症法に関すること ・ 結核対策に関すること ・ 肝炎治療特別促進事業に関すること ・ 石綿健康相談等に関すること ・ 医療政策・介護保険に関すること ・ エイズ、B・C型肝炎等の検査・相談に関すること ・ 地域保健等関係職員研修の企画・実施に関すること ・ 地域における福祉・保健・医療の統計および調査、人口動態統計に関すること
<p>福祉健康増進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童および身体障がい者の福祉に関すること ・ 民生委員および児童委員の委嘱・解嘱に関すること ・ 社会福祉事業の振興に関すること ・ 福井県福祉のまちづくり条例の施行に関すること ・ 女性相談および配偶者暴力被害者相談支援センターに関すること ・ 歯科保健に関すること ・ 健康づくり、健康増進法、食品表示法(保健事項)の施行に関すること ・ 栄養関係業務に関すること ・ 難病対策に関すること ・ 母子保健に関すること ・ 精神保健および精神障がい者の福祉に関すること
<p>環境衛生課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法、福井県食品衛生条例、食品表示法(衛生事項)の施行に関すること ・ 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、福井県動物の愛護および管理に関する条例の施行に関すること ・ 調理師法、製菓衛生師法および福井県ふぐ処理に関する条例の施行に関すること ・ 水道法、浄化槽法の施行に関すること ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること ・ 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、温泉法の施行に関すること ・ クリーニング業法、理容師法、美容師法の施行に関すること ・ 公害関係法令の施行に関すること ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること ・ 福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱に関すること ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること ・ ごみ減量化・リサイクルの推進に関すること

II 事業の概要

1 人口静態・動態

(1) 人口静態

<管内人口の推移>

(各年10月1日現在)

	福井県			管内計			あわら市			坂井市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
H 2	823,585	400,391	423,194	115,115	55,037	60,078	31,743	14,885	16,858	83,372	40,152	43,220
H 7	826,996	401,860	425,136	119,302	57,116	62,186	32,432	15,174	17,258	86,870	41,942	44,928
H12	828,944	402,367	426,577	123,351	59,044	64,307	32,178	15,072	17,106	91,173	43,972	47,201
H17	821,592	397,271	424,321	123,399	58,847	64,552	31,081	14,498	16,583	92,318	44,349	47,969
H22	806,314	389,712	416,602	121,889	58,316	63,573	29,989	14,081	15,908	91,900	44,235	47,665
H27	786,740	381,474	405,266	119,009	57,081	61,928	28,729	13,555	15,174	90,280	43,526	46,754
*H28	782,232	379,430	402,802	118,374	56,738	61,636	28,389	13,380	15,009	89,985	43,358	46,627
*H29	778,329	377,757	400,572	117,914	56,513	61,401	28,159	13,268	14,891	89,755	43,245	46,510
*H30	773,731	375,790	397,941	117,183	56,171	61,012	27,880	13,153	14,727	89,303	43,018	46,285
*R 1	767,742	373,136	394,606	116,372	55,842	60,530	27,577	13,033	14,544	88,795	42,809	45,986
R 2	766,863	373,973	392,890	116,005	55,786	60,219	27,524	13,067	14,457	88,481	42,719	45,762
*R 3	760,209	371,049	389,160	114,840	55,247	59,593	27,142	12,920	14,222	87,698	42,327	45,371
*R 4	752,976	367,932	385,044	113,856	54,826	59,030	26,726	12,695	14,031	87,130	42,131	44,999
*R 5	744,568	363,888	380,680	113,058	54,529	58,529	26,450	12,595	13,855	86,608	41,934	44,674

<管内人口増減数および増減率>

(各年10月1日現在)

	福井県			管内計			あわら市			坂井市		
	人口 総数	前回調査時 との増減		人口 総数	前回調査時 との増減		人口 総数	前回調査時 との増減		人口 総数	前回調査時 との増減	
		増減数 (人)	増減率 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)
S55	794,354	20,740	2.68	106,958	4,547	4.44	30,975	738	2.44	75,983	3,809	5.28
S60	817,633	23,279	2.93	112,537	5,579	5.22	31,830	855	2.76	80,707	4,724	6.22
H 2	823,585	5,952	0.73	115,115	2,578	2.29	31,743	△87	△0.27	83,372	2,665	3.30
H 7	826,996	3,411	0.41	119,302	4,187	3.64	32,432	689	2.17	86,870	3,498	4.20
H12	828,944	1,948	0.24	123,351	4,049	3.39	32,178	△254	△0.78	91,173	4,303	4.95
H17	821,592	△7,352	△0.89	123,399	48	0.04	31,081	△1,097	△3.41	92,318	1,145	1.26
H22	806,314	△15,278	△1.86	121,889	△1,510	△1.22	29,989	△1,092	△3.51	91,900	△418	△0.45
H27	786,740	△19,574	△2.43	119,009	△2,880	△2.36	28,729	△1,260	△4.20	90,280	△1,620	△1.76
*H28	782,232	△4,508	△0.57	118,374	△635	△0.53	28,389	△340	△1.18	89,985	△295	△0.33
*H29	778,329	△3,903	△0.50	117,914	△460	△0.39	28,159	△230	△0.81	89,755	△230	△0.26
*H30	773,731	△4,598	△0.59	117,183	△731	△0.62	27,880	△279	△0.99	89,303	△452	△0.50
*R 1	767,742	△5,989	△0.77	116,372	△811	△0.69	27,577	△303	△1.09	88,795	△508	△0.57
R 2	766,863	△879	△0.11	116,005	△367	△0.32	27,524	△53	△0.19	88,481	△314	△0.35
*R 3	760,209	△6,654	△0.87	114,840	△1,165	△1.00	27,142	△382	△1.39	87,698	△783	△0.88
*R 4	752,976	△7,233	△0.95	113,856	△984	△0.86	26,726	△416	△1.53	87,130	△568	△0.65
*R 5	744,568	△8,408	△1.12	113,058	△798	△0.70	26,450	△276	△1.03	86,608	△522	△0.60

1. *は「福井県の推計人口」、その他は国勢調査人口

2. あわら市、坂井市の合併前のデータについては、旧町の合算

3. 人口増減率(%) = $\frac{\text{人口増減数}}{\text{前回調査人口}} \times 100$

<年齢階級別人口構成>

(令和5年10月1日現在)

年齢別	福 井 県			管 内 計			あ わ ら 市			坂 井 市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	744,568	363,888	380,680	113,058	54,529	58,529	26,450	12,595	13,855	86,608	41,934	44,674
0 ～ 4	25,592	13,085	12,507	3,749	1,954	1,795	788	401	387	2,961	1,553	1,408
5 ～ 9	29,799	15,388	14,411	4,550	2,327	2,223	931	475	456	3,619	1,852	1,767
10 ～ 14	33,549	17,212	16,337	5,244	2,616	2,628	1,064	531	533	4,180	2,085	2,095
15 ～ 19	35,854	18,455	17,399	5,590	2,920	2,670	1,128	567	561	4,462	2,353	2,109
20 ～ 24	30,699	16,608	14,091	4,748	2,443	2,305	915	471	444	3,833	1,972	1,861
25 ～ 29	31,003	16,324	14,679	4,733	2,431	2,302	1,018	532	486	3,715	1,899	1,816
30 ～ 34	33,772	17,622	16,150	4,986	2,556	2,430	1,166	601	565	3,820	1,955	1,865
35 ～ 39	38,698	19,750	18,948	5,811	2,926	2,885	1,353	688	665	4,458	2,238	2,220
40 ～ 44	43,070	21,965	21,105	6,396	3,226	3,170	1,380	701	679	5,016	2,525	2,491
45 ～ 49	51,627	26,411	25,216	7,881	3,965	3,916	1,669	856	813	6,212	3,109	3,103
50 ～ 54	53,381	27,131	26,250	8,380	4,217	4,163	1,796	914	882	6,584	3,303	3,281
55 ～ 59	47,211	23,318	23,893	7,437	3,577	3,860	1,773	843	930	5,664	2,734	2,930
60 ～ 64	47,530	23,327	24,203	7,463	3,589	3,874	1,889	881	1,008	5,574	2,708	2,866
65 ～ 69	47,566	23,160	24,406	7,340	3,562	3,778	1,916	917	999	5,424	2,645	2,779
70 ～ 74	57,504	27,519	29,985	8,934	4,229	4,705	2,354	1,141	1,213	6,580	3,088	3,492
75 ～ 79	45,310	20,704	24,606	6,836	3,177	3,659	1,826	861	965	5,010	2,316	2,694
80 ～ 84	35,938	15,246	20,692	5,314	2,266	3,048	1,347	520	827	3,967	1,746	2,221
85 ～ 89	25,944	9,173	16,771	3,807	1,332	2,475	1,021	349	672	2,786	983	1,803
90歳以上	19,870	5,140	14,730	2,730	657	2,073	798	172	626	1,932	485	1,447
不 詳	10,651	6,350	4,301	1,129	559	570	318	174	144	811	385	426
(再 掲)												
15歳未満	88,940	357,538	43,255	13,543	6,897	6,646	2,783	1,407	13,711	10,760	41,549	5,270
15～64歳	412,845	210,911	201,934	63,425	31,850	31,575	14,087	7,054	7,033	49,338	24,796	24,542
65歳以上	232,132	100,942	131,190	34,961	15,223	19,738	9,262	3,960	5,302	25,699	11,263	14,436
65～74歳	105,070	50,679	54,391	16,274	7,791	8,483	4,270	2,058	2,212	12,004	5,733	6,271
75歳以上	127,062	50,263	76,799	18,687	7,432	11,255	4,992	1,902	3,090	13,695	5,530	8,165
年齢別割合(%)												
15歳未満	11.9%	98.3%	11.4%	12.0%	12.6%	11.4%	10.5%	11.2%	99.0%	12.4%	99.1%	11.8%
15～64歳	55.4%	58.0%	53.0%	56.1%	58.4%	53.9%	53.3%	56.0%	50.8%	57.0%	59.1%	54.9%
65歳以上	31.2%	27.7%	34.5%	30.9%	27.9%	33.7%	35.0%	31.4%	38.3%	29.7%	26.9%	32.3%
65～74歳	14.1%	13.9%	14.3%	14.4%	14.3%	14.5%	16.1%	16.3%	16.0%	13.9%	13.7%	14.0%
75歳以上	17.1%	13.8%	20.2%	16.5%	13.6%	19.2%	18.9%	15.1%	22.3%	15.8%	13.2%	18.3%
従属人口指数	77.8	217.4	86.4	76.5	69.5	83.6	85.5	76.1	270.3	73.9	213.0	80.3
老年化指数	261.0	28.2	303.3	258.1	220.7	297.0	332.8	281.4	38.7	238.8	27.1	273.9

1. 県統計情報課「福井県の推計人口」より

$$2. \text{ 従属人口指数} = \frac{\text{年少人口 (0～14歳)} + \text{老年人口 (65歳～)}}{\text{生産年齢人口 (15～64歳)}} \times 100$$

$$3. \text{ 老年化指数} = \frac{\text{老年人口 (65歳～)}}{\text{年少人口 (0～14歳)}} \times 100$$

(2) 人口動態

人口動態統計は、出生・死亡・婚姻・離婚および死産の「人口動態事象」について、その実態を明らかにするため作成されるものである。

<人口動態の概況>

(令和4年)

		福井県	管内計	あわら市	坂井市
人 口	数	738,753	112,014	26,253	85,761
出 生	数	4,861	685	149	536
	率 (人口千対)	6.58	6.12	5.68	6.25
死 亡	数	10,519	1,496	429	1,067
	率 (人口千対)	14.24	13.36	16.34	12.44
乳児死亡	数	9	-	-	-
	率 (出生千対)	1.85	-	-	-
新生児死亡	数	6	-	-	-
	率 (出生千対)	1.23	-	-	-
死 産	数	90	12	2	10
	率 (出産 ¹⁾ 千対)	18.18	17.22	13.25	18.32
自然死産	数	38	7	2	5
	率 (出産 ¹⁾ 千対)	7.68	10.04	13.25	9.16
人工死産	数	52	5	-	5
	率 (出産 ¹⁾ 千対)	10.50	7.17	-	9.16
周産期死亡	数	14	2	1	1
	率 (出産 ²⁾ 千対)	2.87	2.91	6.67	1.86
婚 姻	数	2,815	388	89	299
	率 (人口千対)	3.81	3.46	3.39	3.49
離 婚	数	850	109	19	90
	率 (人口千対)	1.15	0.97	0.72	1.05

1. 人口は「福井県の推計人口」(令和4年10月1日現在)の人口総数から外国人数を除いた数。

2. 人口動態統計は、市町村長が人口動態調査令に基づき、戸籍法による届出およびその他の関係書類から作成した人口動態調査票(出生・死亡・死産・婚姻・離婚)のうち、日本における日本人について分類集計したものの。

3. 出産¹⁾とは、出生数に死産数を加えたもの。

4. 出産²⁾とは、出生数に妊娠満22週以後の死産数(周産期死亡数)を加えたもの。

2 医 務

(1) 医療関係施設数

(R6. 3. 31 現在)

種 別		市			
		あわらし市	坂井市	管内計	
施設数	病 院	3	4	7	
	診 療 所	19	47	66	
	歯科診療所	8	26	34	
病床数	病 院	総 数	345	334	679
		一 般	345	304	649
		療 養	—	30	30
	診 療 所	総 数	—	38	38
		一 般	—	26	26
		療 養	—	12	12

(2) 医療従事者数 (就業地)

(R4. 12. 31 現在)

種別	市		
	あわらし市	坂井市	管内計
医 師	38	78	116
歯科医師	14	26	40
薬 剤 師	46	108	154
保 健 師	23	37	60
助 産 師	2	5	7
看 護 師	243	464	707
准看護師	86	262	348

※医療従事者調査 (隔年実施) より

(3) 医療監視

適正な医療を確保するため、病院などの医療施設について立入検査を実施し、医師の勤務実態を中心とした人的構成、構造設備、管理体制および防災対策等の監視を行っている。

(令和5年度病院医療監視件数 7件)

(4) 原子爆弾被爆者の健康管理

管内の原子爆弾被爆者は11名 (R6. 3. 31 現在) であり、医療特別手当を1名に、健康管理手当を10名に支給している。

また、被爆者の健康管理のため、健康診断 (一般検査、必要に応じ精密検査) を年2回、がん検査を年1回実施し、被爆者二世に対しても健康診断を年1回実施している。

<令和5年度健康診断受診者数>

(人)

	一 般 検 査	精 密 検 査	が ん 検 査	被 爆 者 二 世 健 診
上 期	4	0	0	0
下 期	3	0		

3 薬務

(1) 薬事監視

医薬品の有効性及び安全性を確保するため、医薬品製造業者については、GMPによる構造設備、製造管理、品質管理の状況等を重点的に監視指導している。販売業者については、有資格者による実地の管理、適正な使用のために必要な情報提供、医薬品の適正な保管管理および取扱い等に重点をおいた監視指導を実施している。

毒物劇物営業者等については、毒物劇物の適正な保管管理、危害防止対策等に重点をおいた監視指導を実施している。

(2) 薬事関係施設数

<医薬品医療機器法関係施設数>

(R6.3.31 現在)

業 種		市		
		あわら市	坂井市	管内計
薬 局		6	34	40
医薬品販売業	店 舗	10	27	37
	薬 種 商	—	1	1
	卸 売	3	3	6
医療機器販売業	高度管理医療機器販売・貸与	5	32	37
	管理医療機器販売・貸与	58	162	220
再生医療等製品販売業		—	1	1
医療機器修理業		—	2	2
医薬品等製造販売業	薬 局 医 薬 品	—	1	1
	医 薬 品	—	1	1
	医 薬 部 外 品	—	1	1
	化 粧 品	1	2	3
	医 療 機 器	—	1	1
医薬品等製造業	薬 局 医 薬 品	—	1	1
	医 薬 品	2	4	6
	医 薬 部 外 品	—	2	2
	化 粧 品	2	4	6
	医 療 機 器	1	3	4
計		88	282	370

< 毒物及び劇物取締法関係施設数 >

(R6. 3. 31 現在)

業 種	市		あわら市	坂 井 市	管 内 計
	一 般	特 定 品 目			
毒 劇 物 業 販 売 業	一 般		3	29	32
	農 業 用 品 目		4	14	18
	特 定 品 目		—	1	1
毒 劇 物 業 製 造 業	知 事		—	11	11
業 務 上 者 取 扱 者	め っ き		—	1	1
	運 送		1	1	2
計			8	57	65

(3) 麻薬・覚醒剤等について

近年の麻薬・覚醒剤等の違法薬物を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、乱用者層の低年齢化が懸念されている。このため、福井県薬物乱用防止指導員坂井地区協議会の協力を得て、地域・職域における薬物乱用防止啓発活動の実施および高等学校・中学校等で薬物乱用防止教室を開催している。

(4) 献血事業

県内および管内の移動献血車による献血状況は次のとおりである。血液需要が増加したことに対応するため、献血者の確保に努めた結果、県内の医療機関からの血液製剤供給要請に対して、全て県内の献血で確保することができている。

近年、血小板製剤および400mL赤血球製剤の需要が増大していることから、成分献血、400mL献血の推進を図るとともに若年層の献血や年複数回献血者の拡大を重要な課題として普及啓発に取り組んでいる。

(令和5年度)

区分 市 町	献血者 確保 計画数 (人)	稼 働 日 数	献 血 者 数 (人)			400mL 献血の占 める割合
			400mL 献血	200mL 献血	計	
あわら市	276	6.0	234	9	243	96.3%
坂 井 市	920	20.0	917	16	933	98.3%
管 内 計	1,196	26.0	1,151	25	1,176	97.9%
県 (移動献血車)	14,130	308.0	14,834	645	15,479	95.8%

(5) 骨髄バンク登録

骨髄移植は、白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症等の治療として行われている。

骨髄移植を成功させるためには、患者と提供者との間で白血球の型が一致しなければならないが、一致する確率は兄弟姉妹で4人に1人、それ以外では数百人から数万人に1人とまれであるため、多くの提供者を募る必要がある。

このため、公益財団法人 骨髄移植推進財団が中心となり、広く一般の方々に善意の骨髄提供を呼びかける「骨髄バンク事業」が行われている。健康福祉センターにおいても、移動献血会場におけるドナー登録会のほか、予約による骨髄提供登録受付業務を行っている。また、10月の骨髄バンク推進月間を中心に啓発用ポスターを配布する等普及啓発を図っている。

4 民生委員児童委員、主任児童委員の活動

民生委員児童委員、主任児童委員は、知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉向上のため「福祉の実践者・協力者」として活躍している。

管内には248人の民生委員児童委員が身近な福祉の相談役として活動している。

また、主任児童委員の15人は児童福祉に関する事項を専門的に担当し、主として関係機関との連絡調整、区域担当児童委員や民生委員協議会の事業の計画、実施に対する援助等の業務を行っている。

<民生委員児童委員、主任児童委員数> (R6.4.1現在)

区分 \ 市	あわら市	坂井市	管内計
民生委員児童委員	63	185	248
主任児童委員	4	11	15
計	67	196	263

<民生委員児童委員、主任児童委員相談指導内容> (令和5年度)

区分 \ 市	あわら市	坂井市	管内計
在宅福祉	259	159	418
介護保険	48	55	103
健康・保健医療	62	219	281
子育て・母子保健	50	10	60
子供の地域生活	285	161	446
子供の教育・学校生活	66	49	115
生活費	46	28	74
年金・保険	17	12	29
仕事	4	10	14
家族関係	35	44	79
住居	31	61	92
生活環境	159	128	287
日常的な支援	528	816	1,344
その他	384	649	1,033
計	1,974	2,401	4,375

5 児童の福祉

(1) 認可外保育施設立入調査

認可外保育施設とは、児童福祉法第 59 条の 2 により県知事への届出義務がある、保育に欠ける乳児または幼児を保育することを目的とする施設である。

児童福祉法第 59 条および「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、認可外保育施設に対し立入調査を行い、保育内容や保育環境が適切に確保されているかという観点から、助言、指導を行っている。

認可外保育施設届出状況

(R6. 3. 31 現在)

項目	市 類型	あわら市					坂井市					管内計		
		ベビーホテル	その他（一般）	事業所内		居宅訪問	小計	ベビーホテル	その他（一般）	事業所内			居宅訪問	小計
				企業内	院内					企業内	院内			
施設数		1	-	1	1	-	3	1	1	-	-	1	3	6

(2) 児童虐待防止対策の推進

平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律が施行された。その後の改正や児童福祉法等の児童虐待に係る関係法令等の制度改正を行い、児童相談所等の関係機関の機能強化、連携強化等対策の充実が図られている。

管内 2 市には、要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関が連携して要保護児童への支援を行う体制が整備されている。

6 障がい者(児)の福祉

①身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は、永続される障害を有する人に限り交付される。当センターでは補装具、自立支援医療(更生医療)の給付、各施設入所などの各種援助や鉄道・航空運賃等の割引、税の減免などのサービスを受ける場合の証票として交付している。

＜管内の障害種別身体障害者数（人）＞ (R6. 3. 31 現在)

障害種別	市	あわら市	坂井市	管内計
視覚		114	241	355
聴覚・平衡		116	399	515
音声・言語・そしゃく		17	40	57
肢体障害		784	1,993	2,777
内部障害		470	1,249	1,719
計		1,501	3,922	5,423

②福祉のまちづくり条例に基づく「整備基準適合証」の交付

不特定多数の人が利用する施設（特定施設）において、バリアフリーを推進するため、障がい者などが安全かつ円滑に利用できる整備基準に適合した施設に対して適合証を交付している。

＜特定施設の届出状況＞ (R6. 3. 31 現在)

新築	増築等	合計	適合証交付	適合割合
263 件	125 件	388 件	132 件	34%

③ハートフル専用パーキング利用証制度

県では、公共施設やショッピングセンターなどの身体障がい者用駐車場を適正に利用していただくために、県内共通の「身体障がい者等用駐車場（愛称：ハートフル専用パーキング）利用証」を交付し、利用できる人を明らかにすることで、本当に必要な人のための駐車スペースを確保していくための制度を平成 19 年 10 月に創設した。

＜ハートフル専用パーキング協定施設、利用証交付数＞ (R6. 3. 31 現在)

協定済施設	143 件
利用証交付数	2,302 枚

④バリアフリー表示証制度

平成 24 年 6 月より福祉のまちづくり条例に定める特定施設および申請施設を対象として申請のあった施設に対してバリアフリー整備状況を表示した表示証を交付している。

＜表示証交付施設＞ (R6. 3. 31 現在)

交付済施設	76 件
-------	------

⑤ヘルプマークの配布

障がいのある方や難病の方、妊娠初期の方など、周囲の援助や配慮を必要としている方々が、配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的として作成された。県では、平成30年9月よりヘルプカードの配布を開始し、令和2年3月からはストラップ型のヘルプマークの配布も開始している。

＜ヘルプマーク配布数＞

	カード型（枚）	ストラップ型（個）	合計
R3年度	0	4	4
R4年度	1	2	3
R5年度	0	9	9

⑥福井県共生社会条例の普及啓発

平成30年4月に施行した「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」の概要や理念を広く周知することを目的に、県内各地で行われる各種会議やイベントなどに出向き出前講座を行っている。

（※令和5年度は実績なし）

7 女性の福祉

県では、配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成18年3月に「配偶者暴力防止および被害者保護のための基本計画」を策定し、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に規定する「配偶者暴力被害者支援センター」を平成18年4月から県内各健康福祉センターに新設した。これにより、当センターにおいて実施するDV被害者の相談から保護、自立支援までの一連の体制が一層強化された。

＜主訴別相談件数＞

（令和5年度）

区分	人間関係	うち配偶者等からの暴力	住居問題	帰住先なし	経済関係	妊娠・出産	精神的問題・病気	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	売春防止法第5条違反	合計
来所	12	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
電話	20	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
合計	32	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32

8 生活習慣病・がん予防対策

医療制度改革に伴い「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月から特定健康診査・特定保健指導が導入された。当センターでは、管内の市や職域、商工会等が参加する地域・職域連携推進協議会などを通して、地域における特定健診・がん検診の受診勧奨・啓発に関して支援を行っている。

(1) がん予防推進

がんが国民の生命および健康にとって重大な問題になっている現状をかんがみ、「がん対策基本法」が平成19年4月から施行された。同法に基づき「がん対策推進基本計画」が策定され、より一層がん対策を推進していくための環境が整備された。平成24年に「第2期がん対策推進基本計画」が策定されてから5年が経過したことから、これまでのがん対策を評価し、新たな課題を把握したうえで、平成29年10月に、「第3期がん対策推進基本計画」を策定した。

県では「福井県がん対策推進計画」を平成20年3月に策定し、がん対策を総合的かつ計画的に推進している。令和5年度からの「第4次福井県がん対策推進計画」では、引き続きがん検診受診率の向上や成人喫煙率の減少、小児・AYA世代や高齢者のがん対策のさらなる充実を行っている。

当センターでは、医療機関と地域関係機関による会議の開催、がん予防の普及啓発等を実施し、がん検診受診率の向上を推進している。また、事業所職員への資料配布および女性に向けたがんに関する普及啓発も実施している。

<普及啓発>

① がん検診受診率向上のための普及啓発 (令和5年度)

実施日	内 容		協 力 機 関
R5.10.5	がん検診受診率50%達成に向けた資料配布		<ul style="list-style-type: none"> ・川崎物流株式会社 ・はいや松風園 ・株式会社松川レピヤン
	講座、事業	対象者	
	・事業所職員への資料配布	・事業所職員	

② 健康福祉センター事業等での啓発

年度内に開催される各種会議や研修において、チラシを配布し、受診勧奨を行った。

(2) 禁煙・分煙推進

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の維持増進を図るためには、喫煙の健康影響についての知識の普及啓発等の対策が求められている。平成15年5月には、受動喫煙の防止に関する規定が盛り込まれた健康増進法が施行された。また、平成30年7月には、望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設を原則屋内禁煙にするなどの規定が盛り込まれた「健康増進法の一部を改正する法律」が公布された。

当センターでは、5月31日の「世界禁煙デー」や5月31日～6月6日の「禁煙週間」に併せて、センター内で受動喫煙防止に関するポスター掲示を行った。また、食品衛生講習会を利用し、飲食店に対し、受動喫煙対策についての説明を行った。

(3) 地域保健と職域保健の連携推進

管内 2 市、健康福祉センターなどの地域保健および事業所等における職域保健ならびに医療関係者、その他の関係機関が相互に情報交換を行いながら、共通理解のもとに生活習慣病予防やがん対策等の健康づくりを推進するために「坂井地区地域・職域連携推進会議」を設置し、意見交換や具体的な方策の検討を行っている。

<坂井地区地域・職域連携推進会議>

(令和 5 年度)

開催日	内 容
R5. 7. 13	意見交換会に向けた事前連絡会 昨年実施した「with コロナ時代の職場における憩い空間について」アンケートに対して、回答いただいた事業所と協議会委員、市の担当者を変え、宇都宮市の事例の紹介と意見交換会を実施。
R5. 9. 7	働く人の「健考学ゼミ」意見交換会(第1回) 事前連絡会の結果、勉強会として、年3回程度実施することになり、第1回として大分県の事例と(株)金津村田製作所の取組みを紹介。その後、意見交換会を実施。
R5. 12. 14	働く人の「健考学ゼミ」意見交換会(第2回) (株)UACJ福井製造所から取組み事例の紹介、労働基準監督署から労働衛生について、協会けんぽ福井支部から医療費データについて情報提供。その後、意見交換会を実施。
R6. 1. 12	芦原温泉旅館組合出前婦人がん検診 7月の意見交換会に向けた事前連絡会で、がん検診ができていない状況報告から、芦原温泉旅館組合会館での子宮頸がんおよび乳がんの出前検診を実施。45人の希望者のうち35人が参加。
R6. 3. 13	働く人の「健考学ゼミ」意見交換会(第3回) (医)博俊会 春江病院の取組み紹介、福井産業保健総合支援センターから業務紹介。その後、意見交換会を実施。 坂井地区地域・職域連携推進協議会 本年度の取組み紹介(意見交換に向けた事前連絡会および働く人の「健考学ゼミ」意見交換会、出前婦人がん検診)および意見交換を実施。

9 精神保健福祉

平成5年に精神障がい者が障害者基本法の対象として明確に位置づけられたこと等を踏まえ、平成7年に「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改められ、自立と社会参加の促進のための援助という福祉の要素が加えられた。平成14年度からは、精神障がい者の福祉施策（通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請窓口）は市町が実施している。障がい者の人権を尊重し地域ケアの充実強化を図ることが必要となっている。

<入院・通院患者数>

（入院患者数：令和6年3月末時点、通院患者数：令和6年3月1か月の人員）

	人口	合計 (入院通院の合計)	人口1万対	入院患者	人口1万対	通院患者	人口1万対
県	741,976	38,405	517.6	1,671	22.5	36,734	495.1
管内計	112,644	5,007	444.5	161	14.3	4,846	430.2
あわら市	26,272	1,073	408.4	42	16.0	1,031	392.4
坂井市	86,372	3,934	455.5	119	13.8	3,815	441.7

※人口「福井県の人口と世帯（R6.3.1現在）」より

（福井県障がい福祉課資料より）

<入院形態別患者数>

（令和6年3月末時点）

	合計			措置			医療保護			任意			その他		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
県	746	925	1,671	1	2	3	471	542	1,013	267	358	625	7	23	30
管内計	75	86	161	0	0	0	53	49	102	21	33	54	1	4	5
あわら市	19	23	42	0	0	0	14	11	25	5	12	17	0	0	0
坂井市	56	63	119	0	0	0	39	38	77	16	21	37	1	4	5

（福井県障がい福祉課資料より）

<自立支援（精神通院医療）受給者証交付数および精神障害者保健福祉手帳交付数>

（R6.3.31現在）

	あわら市	坂井市	管内計
自立支援（精神通院医療）受給者証交付数	531	1,812	2,343
精神障害者保健福祉手帳交付数	295	958	1,253

（福井県障がい福祉課資料より）

（1）精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況

精神保健福祉法第22～26条の規定に基づき、精神障がい者またはその疑いのある人（自傷他害のおそれのある人）について申請通報があった場合に、事前調査を実施し、必要と認めるときには精神保健指定医の診察を行う。2名の指定医がともに措置入院が必要と判断した場合に措置入院とする。措置入院の対象とはならないが、要治療の場合は、治療に向けた支援を行っている。

（R6.3.31現在）

年度	通報等件数							処理状況				
	一般	警察官	検察官	保護観察所長	矯正施設所長	病院管理者	計	要措置	鑑定実施			調査のみ
									入院医療	通院医療	その他	
R3	-	18	5	-	-	-	23	13	0	0	3	7
R4	-	18	4	-	1	-	23	9	0	0	4	10
R5	-	18	6	-	3	-	27	10	1	2	2	12

(2) 精神障がい者の退院支援の状況

入院をした精神障がい者は、地域生活を送るうえで様々なニーズや課題を抱えていることが多く、円滑な社会復帰の観点からは、そのニーズに応じて、退院後に必要な医療・福祉・介護・就労支援等の支援が受けられることが望ましい。平成30年3月、国は医療等の支援を包括的、継続的かつ確実に受けられるようにすることで、地域でその人らしい生活を安心して送れるようにすることを目的とした「地域公共団体による精神障がい者の退院後支援に関するガイドライン」を作成した。県においても平成30年9月から当ガイドラインの運用を開始し、退院後支援を実施している。

精神障がい者の退院後支援の状況

(令和5年度)

	措置件数	計画作成		支援状況(3月末日)	
		有り	無し(※1)	継続	終了(※2)
管内通報対応事例	14	3	11	2	1
転入等引継ぎ事例	0	0	0	0	0

※1：うち2名は入院形態を変更し入院継続中、2名は管外転出のため作成なし。

※2：計画に基づく支援期間は終了であるが引き続き支援継続1件。

(3) 精神保健福祉相談状況(電話、面接、訪問)

心の健康や受診についての相談および社会復帰のための相談指導など、精神保健福祉に関する様々な問題について、精神科医師や保健師が電話や面接・訪問にて相談に応じている。

- ・精神科嘱託医師による相談：毎月第1・3木曜日午後 予約制
- ・保健師による相談：随時

		R3年度	R4年度	R5年度
精神保健福祉相談件数	医師による相談件数(実数)	面接	12(12)	9(8)
		訪問	0(0)	0(0)
	保健師による相談件数(実数)	面接	12(10)	19(8)
		訪問	62(26)	18(7)
		電話	169(43)	236(78)
		関係機関との連絡調整	154(37)	232(54)
		409	514	907

※()内は実人数

(4) 普及啓発

悩みごと総合相談会の開催

自殺の問題は、「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」など、様々な問題が複雑に関係している。そこで、9月10日～9月16日までの「自殺予防週間」と、3月の「自殺対策強化月間」にあわせて、法律・仕事・こころの健康等に関する相談窓口を一カ所に設け、専門機関の相談員が相談対応を行う相談支援事業を開催している。

開催日	会場・内容	参加数
R5.9.10 9:00～12:00	会場：坂井健康福祉センター 内容：専門職種による個別相談	延3
R6.3.10 9:00～12:00	※弁護士、精神科医師、公認心理士、女性相談員、保健師	延2

(5) 地域関係機関の連携による支援体制の整備

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、関係者による協議の場を通して、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが必要とされている。

これまでも地域における精神保健福祉関係機関の円滑な連携を図るため、管内警察署、市、医療・福祉関係機関等との連絡会を開催してきたが、令和4年度からは、「坂井地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議会」として、支援体制の検討を進めている。

開催日時	出席者	人数	内 容
R6.1.18 14:00～15:30	管内警察署 各市精神福祉保健 担当課 管内相談支援事業 所 医療機関医師 弁護士 大学教員	20 所属 22 名	テーマ「事例を通して対象者に必要な支援を 考える」 1) 話題提供 ・精神医療の歴史を振り返る 2) 個人ワークと支援の検討 ・事例を通して関係機関の役割を学び、支 援に苦慮するケースへの予防的介入につい て考えを深め、よりよい支援内容を検討

(6) 自主グループの育成

精神保健福祉ボランティア（すぎなの会）の支援

平成4年度に精神保健福祉ボランティア講座修了者を中心に結成し、地域で精神障がい者およびその家族を支援することを目的にボランティア活動を行っている。

・会員数：23名

(令和5年度)

開催日時	活動内容	回数	HWC 参加数
例会：毎月第4月曜日 13:30～15:00	総会	1	1
	例会	12	7
活動内容	・役員会		
	・研修会		
	・出張デイケア支援		
	・福祉まつり等への参加協力		
	・すぎなまつり→感染症拡大防止のため中止		
	・悠々福祉会への支援		
	・その他会議、行事参加		

10 母子保健

少子化の一層の進行や女性の社会進出など、母子を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、母子保健においても、それぞれの地域の特性に応じた母子保健対策の推進が必要となってきた。

平成6年6月には、住民により身近な母子保健サービスの向上を目指して母子保健法が改正され、平成9年度からは、3歳児健診・訪問指導などの基本的な母子保健サービスは市町で実施されている。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)が平成23年8月に公布され、未熟児の訪問指導、養育医療、育成医療の実施主体が平成25年度から市に権限移譲された。

当センターでは、広域的、専門的な観点から市を支援するとともに、長期療養児や先天性代謝異常等検査事業の事後指導のため家庭訪問を行い、家庭看護の相談や福祉制度の紹介を行っている。

(1) 人工妊娠中絶

母体保護法の規定により、人工妊娠中絶が行われた場合は、人口動態の把握に資するため医療機関から保健所に報告される。

報告された人工妊娠中絶(妊娠満22週未満)の多くは、身体的または経済的理由により、妊娠継続や分娩が母体の健康を著しく害するおそれのあるものが主で、年齢階級別では、20代、30代に集中している。

<年齢階級別人工妊娠中絶状況>

(管内医療機関報告分)

		総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45歳以上	年齢不詳
管内	R3年度	57	4	9	12	12	14	5	1	0
	R4年度	75	9	11	22	10	12	11	0	0
	R5年度	12	2	1	2	1	2	4	0	0
県内	R3年度	704	44	137	144	134	160	78	7	0
	R4年度	603	48	106	139	116	120	71	3	0
	R5年度	597	41	111	130	122	131	59	3	0

(2) 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性甲状腺機能低下症は、早期発見・早期治療を行うことにより、心身障害の発生を防止することが可能であるため、生後5～7日目の新生児に対し、医療機関で検査を行っている。

疾患の早期発見・早期治療につなげるよう、令和6年4月から新生児マススクリーニング検査について、これまでの20疾患にSMA(脊髄性筋萎縮症)・SCID(重症複合免疫不全症)の2疾患が追加され実証事業が行われるようになった。

当センターでは、先天性代謝異常検査の結果が要精密検査となった児について、保護者への相談等の事後指導を行っている。

(3) 母子医療給付

①小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児がんなど特定の疾患について、その治療が長期間に渡り、医療費の負担も高額となること

から、昭和 49 年以来、小児慢性特定疾患治療研究事業が実施され、治療の確立と普及が図られるとともに医療費の患者自己負担分が補助されてきた。平成 17 年 4 月 1 日からは、安定的な制度として新たな小児慢性特定疾患対策の確立を図るため、児童福祉法に位置付けられた。

当センターでは、新規申請者に対して小児慢性特定疾患医療受給者証の交付や、継続申請時等の相談を実施している。

<小児慢性特定疾患医療費助成制度 認定者数>

(R6.3月審査会分まで)

疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	骨系統疾患	脈管系疾患	皮膚疾患	計
R3 年度	19	10	6	16	22	4	6	4	4	2	12	9	1	1	0	0	116
R4 年度	15	7	6	16	22	6	4	3	3	2	13	8	1	1	0	0	107
R5 年度	13	6	6	13	19	8	3	2	2	2	8	12	1	1	0	1	97

②特定不妊治療費助成事業

平成 16 年度から夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、特定不妊治療に要する費用の一部を助成している。平成 26 年度からは男性側要因による不妊に対しても助成制度を拡大している。

<特定不妊治療費助成申請受付件数>

	管内	県内
令和 3 年度	198	881
令和 4 年度	217	489 ※
令和 5 年度	167	656 ※ (福井市 : 640)

※福井市除く

(4) 育児不安解消サポート事業 (ぺんぎんクラブ)

育児不安や育児ストレスを抱える保護者に集まる場を提供し、それぞれの思いを表出し、相互に共感しあい、さらに専門的な立場から助言・指導を行うことで育児不安を軽減し、児への適切なかわりが持てるよう支援することを目的に平成 17 年度より実施している。また、平成 28 年度からは事例検討会 (ケース相談会) 等を行い地域の関係機関の支援を行っている。

<ぺんぎんクラブ>

- ・実施回数 当センターでの開催 4 回
坂井健康センターでの開催 3 回
- ・参加スタッフ 精神科医師、臨床心理士、保健師、子育てマイスター (保育士) 等
- ・実施内容 グループケアの実施 (子どもは別室にて託児)
個別相談実施後の検討会

<参加人数> (令和5年度)

	保護者	子ども
総数	8(21)	6(14)
当センター (4回)	6(11)	5(7)
坂井健康センター (3回)	5(10)	4(7)

※ () は延人数

(5) 母子保健担当者との連絡会

管内の母子保健担当者との円滑な連携を図るため、医療機関、保育関係機関、子育て支援センター、母子保健・子ども福祉関係行政機関等との連絡会を実施している。

<管内母子保健担当者との連絡会>

事業名・開催日	内容	参加者
R6. 1. 10 13:30～15:00	意見交換会 (テーマ) 「切れ目ない、取りこぼしのない支援について」 ～育児不安を抱える母への適切なタイミングでの支援を 考える～ ①母子保健に関する法律の変遷・国の方針 ②坂井管内の母子保健の現状 ③フィクション事例による個人ワークとグループワーク	計 27 名 (23 施設・担当課) 管内産婦人科職員、 各市母子保健担当 者、子ども福祉課職 員、管内保育施設保 育士、子育て支援セ ンター職員、県こど も未来課職員

1.1 歯科保健

平成元年に80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという「8020（ハチマルニイマル）運動」が提唱され、平成23年には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行された。県では、平成30年3月に策定された「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」および令和3年4月に施行された「福井県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき歯科保健対策を推進してきた。令和6年3月には「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、子どもの虫歯の予防対策を進めるほか、成人の歯科健診受診率向上を図っていく。

平成30年度には、マイナス1歳からの歯の健康プロジェクトとして、平成24年度から実施しているフッ化物洗口に加え親子歯みがき教室を開始。4、5歳児のフッ化物洗口の実施を希望した施設では、歯科医師、歯科衛生士または園長などによる保護者への説明会を行い、フッ化物洗口を開始している。令和5年度、あわら市11施設、坂井市5施設においてフッ化物洗口を実施した。

また、妊産婦を対象とした無料歯科健診や学校保健関係者等を対象とした歯科保健啓発用書籍の貸出などを通し、歯科保健に関する普及啓発を図っている。

1.2 栄養改善・健康増進

県では、国の「健康日本21（第二次）」の推進を踏まえ、平成30年3月に「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」（健康増進法第8条に基づく法定計画）を策定し、①子どもから高齢者までの生涯を通じた健康づくり、②「一市町一健康づくり」の推進、③生活習慣病の早期発見と重症化予防、④保険者横断的な予防・健康づくりを推進するため、各種事業に取り組んでいる。

（1）給食施設における適切な栄養管理の推進

給食施設において、利用者の栄養管理および健康づくりが適切に推進されるよう巡回指導を行っている。また、管理栄養士・栄養士等を対象とした研修会を開催し、給食を通じた利用者の栄養管理および健康づくりを推進するための必要な助言や技術的な指導を行っている。令和5年度の巡回指導は衛生課との都合が合わず、下記のとおり、学校および児童福祉施設の一部にとどまった。そのため、集団指導としてオンライン講習会を実施し、63施設の参加を得た。

<巡回指導実施状況> ※医療機関のみ書類審査を実施 (令和5年度)

	学校	病院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	その他	計
特定給食施設	30	5	0	0	4	0	—	39
その他の給食施設	4	2	0	0	2	—	—	8
計	34	7	0	0	6	0	—	47

（2）地域における栄養改善の取組みの推進

2025年に向け、地域包括ケアシステムの構築が求められる中、住民が自立した生活を維持していくためには、栄養・食生活支援体制の構築も含めた体制整備が重要となる。地域包括ケアの推進にあたっては、高齢者等の低栄養や重症化予防を図り、栄養状態の改善に向けた取組みが必要となるが、地域での栄養・食生活支援体制は十分に整っていないのが現状である。そこで当センターでは、令和3年度に、「医療機関・施設」と「在宅」間における連携体制の構築を目指し、入退院支援における医療と介護との連携を円滑に進めるための「栄養管理連絡票」を作成し運用を開始した。これを受け、令和4年度より、この運用状況と課題を明らかにするための調査、およびその課題と今後の高齢住民の自立した生活に向けた取り組みについて、坂井地区在宅ケア推進連絡協議会で共有を図っている。

<食形態一覧表に関する調査>

日時：令和5年5～6月

対象：給食施設（病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設等）

内容：日本摂食嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類2021に準じ、施設が提供している食事形態と提供時の名称、写真等を調査し、一覧表にまとめた。

<坂井地域包括ケアシステムにおける栄養・食生活支援研修会>

日時：令和6年3月11日

対象：管内の医療機関・高齢者入所および利用施設の管理栄養士・栄養士
居宅介護支援事業所および地域包括支援センターのケアマネジャー
坂井地区広域連合および各市高齢福祉所管課、栄養所管課の担当者

内容：「高齢者の切れ目ない食生活支援のための施設および職種を超えた食形態情報共有」

(1) 病院で提供している粥の試食

(2) 各施設で提供している食形態調査の報告

「嚥下食形態一覧表」（医療機関、介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設）

- (3) 春江病院のカンファレンスの実際について
- (4) グループワーク

<ケアマネジャーに対する調査>

日 時：令和6年1～2月

対 象：管内の地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所のケアマネジャー
 ケアマネジャーが担当している要支援1～要介護2の在宅高齢者のうち「食に課題がある」と判断し選定した高齢者

内 容：身体状況、簡単な食事状況、日ごろ食事を準備する人、食事の満足度、ケアマネジャーが感じる食の課題等、3種類の調査票で調査。

【基礎情報調査票】：ケアマネジャーの担当する高齢者の概要(R6年1月1日現在)

【ケアマネジャー用調査票】：担当している要支援1～要介護2までの在宅高齢者のうち食に課題のある選定された高齢者3人についてケアマネジャーに回答いただく調査票

【高齢者用調査票】：選定された高齢者自身に回答いただく調査票

<報告> ※坂井地区広域連合が行う「在宅ケア推進連絡協議会」で実施

日 時：令和6年3月3日

参加者：坂井地区医師会代表、居宅介護支援事業所代表、訪問看護ステーション代表、介護保険事業者代表、医療機関栄養部代表、地域包括支援センター、市高齢福祉所管課、市栄養所管課

内 容：①これまでの経緯

②坂井地域包括ケアシステムにおける栄養・食生活支援研修会について

③栄養・食生活支援体制整備のための調査に関する途中経過報告

(3) 食品表示適正化の推進

令和2年4月製造分からは、原則として、全ての一般用加工食品および添加物に栄養成分表示が義務化された。食品関連事業者が、食品表示法(保健事項)および健康増進法第65条第1項に基づき、適切な表示を行うことができるよう相談窓口を設置している。

<相談状況>

(令和5年度)

食品表示法(栄養成分表示等)	健康増進法(虚偽誇大広告等)	計
11	0	11

(4) 「ふくい100彩ごはん」による食環境整備の推進

県では、「ふくい100彩ごはん」プロジェクトとして、家庭でのバランスのよい食事を普及させるとともに、外食・中食(家庭に持ち帰り食べる食事)でも安心して健康に配慮した食事ができる環境づくりを進めている。

飲食店や社員食堂の定食や弁当、スーパー等の惣菜を対象に、県独自の基準を満たしたヘルシーメニューや惣菜を募集し、「ふくい100彩ごはん」として認証することで、県民の健康づくりを推進している。また令和元年度からは、やせ・フレイル対策として配食事業者にも働きかけ、たんぱく質や不足しがちなミネラルに配慮したメニューも認証している。

<「ふくい100彩ごはん」認証店舗数>

		飲食店・弁当店	惣菜店	社員食堂	配食事業者	計
R3年度	あわら市	3	2	1	—	23
	坂井市	4	6	2	5	
R4年度	あわら市	3	1	0	—	22
	坂井市	5	7	2	4	
R5年度	あわら市	3	1	1	—	25
	坂井市	5	8	2	5	

(5)「スニーカービズ」の推進

働いている人の多くは職場で過ごす時間が長く、運動する時間を確保することが難しいと考えられる。そこで本県では、歩きやすい靴を履いて出勤することで、仕事の合間や休憩時間を利用して歩く等、手軽に運動機会を確保することができる「スニーカービズ」を県民運動として推進している。

(6)一市町一健康づくりの推進

市町の健康づくりに対する支援を行うとともに、市町保健推進員等を「わがまち健康推進員」として登録し、地域での健康づくり活動の活性化を図っている。

<わがまち健康推進員 登録団体>

- ・あわら市食生活改善推進員会
- ・あわら市健康づくりサポーター
- ・坂井市健康サポーター
- ・坂井市食生活改善推進員会

(7)食生活改善推進員活動の支援

地域の健康づくり実践の担い手となる団体の活動を支援している。

<坂井食生活改善推進員連絡協議会活動状況> 会員数 89名 (令和5年度)

事業名	回数	参加者数	開催地区
おやこの食育教室	1	17	坂井市坂井地区
男性のための料理教室	1	10	あわら市
全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト (働き世代)	1	11	坂井市春江地区
〃 (高齢世代)	1	10	坂井市丸岡地区

にっぽん縦断！郷土・伝統料理教室	1	22	あわら市
伝承料理講習会	1	10	坂井市丸岡地区
事業所サポート事業	7	166	全地区
大豆メニュー普及啓発事業	2	—	ハートピア春江 一本田中集落センター

事業名	回数	参加者数	備考
総会	1	42	委任状 36 名
理事会	9	—	
中央献立研究会（母子栄養強化活動事業含む）	5	131	養成者 22 人を含む

1.3 難病対策

原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病は、これまで「難病対策要綱」（昭和47年）により56疾患について法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施してきたが、難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることを目的とした「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月23日に成立し、平成27年1月から施行された。対象疾患は随時拡大されており、令和6年4月時点では341疾患が対象となっている。

これらを踏まえて、当センターでは、特定医療費（指定難病）医療給付の申請業務、難病患者地域支援対策推進事業（医療相談事業、訪問相談・指導事業、難病対策地域協議会）、人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援、重症難病患者在宅療養支援事業を行っている。

(1) 医療給付

特定医療費（指定難病）については、医療費の負担軽減を図ることを目的に医療費の公費負担が行われている。

階層区分	階層区分の基準		【自己負担割合：2割 入院+外来(院外薬局、訪問看護を含む)】		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市民税 非課税 (世帯)	本人年収～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市民税	課税以上7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市民税	7.1万円以上25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得	市民税	25.1万円以上	30,000	20,000	
入院時の食費		全額自己負担			

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

①医療相談事業

患者等の療養上の不安解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、社会福祉士等による医療相談班を編成し、地域の状況を勘案のうえ、患者等の利用のしやすさやプライバシーの保護に配慮した会場を設置し、相談事業を実施している。

開催日	対象疾患	内容	指導者	参加数
R5. 10. 19	神経・筋疾患	個別相談会	理学療法士	6名
R5. 11. 9	免疫疾患	個別相談会	医師、薬剤師	7名

②訪問相談・指導事業

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の医師、対象者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問相談・指導（診療も含む）事業を実施している。

③難病対策地域協議会の実施

地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備について協議することを目的に難病対策地域協議会（地域ケアシステム検討会議）を実施している。

開催日	対象	参加人数	内容
R6. 2. 16 14:00 ~ 16:00	坂井地区医師会、訪問看護ステーション、居宅支援事業所、障がい者相談支援事業所、社会福祉協議会、各市関係課	22 機関 32 名	テーマ 「難病患者に対する災害支援」

(3) 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

人工呼吸器装着または気管切開をしている在宅の難病患者、家族、支援に関わる者が、災害発生時に適切な対応ができるよう、平時からの備えを中心とした体制整備を図ることを目的に、対象患者の把握、リスト等の作成や災害時個別対応マニュアル作成を支援している。

(4) 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業

令和2年度より、在宅で24時間人工呼吸器を装着している難病患者（小児慢性特定疾病含む）に対し、災害時等に停電が起こった場合の安全確保を目的として、簡易自家発電装置等の購入に要する経費の助成を行っている。

(5) 重症難病患者在宅療養支援事業

安定した在宅療養生活の確保と患者およびその家族の生活の質の向上を図ることを目的に、在宅人工呼吸器装着難病患者および気管切開難病患者がレスパイト入院および長時間訪問看護（3時間以上8時間以内）を利用した場合、受入れ医療機関および訪問看護事業者に対し一定額の助成を行っている。

<利用実績>

(令和5年度)

登録者数 : 8名				
レスパイト入院	利用人数 (実)	0名	利用日数 (合計)	0日
長時間訪問看護	利用人数 (実)	3名	利用時間 (合計)	172時間

1 4 地域保健業務

(1) 地域保健・福祉等関係職員の資質の向上

① 地域保健・福祉・環境関係職員研修

多様な住民ニーズに対してより質の高い総合的サービスの提供ができるよう、県および管内の保健・福祉・環境等職員を対象に研修を実施している。また、地域の実態に即した内容とするため、企画検討および評価分析を行うための企画検討委員会を開催している。

【ポストコロナにおける高齢者のQOLを考える研修】

実施日 (実施方法)	内 容	講 師	参加人数
第1回 4月27日(木) 19:00~20:30 (ハイブリッド)	1. 【報告】 保健所におけるコロナ療養支援 2. 【事例報告】 ・クラスター発生時の対応とQOL維持の課題について ・高齢者の在宅療養支援の現状と課題について 3. 【基調講演】 ポストコロナ時代における高齢者のQOLの維持	(報告者) 奥越健康福祉センター (報告者) 大野和光園 生喜会 春江病院訪問看護ステーション (講師) 春江病院 田嶋神智 氏	69人
第2回 12月20日(水) 19:00~20:45 (オンライン)	1. 【報告】 冬季流行を迎えた現状と高齢者支援の課題 2. 【パネルディスカッション】 感染対策と高齢者のQOLの維持向上を両立させる取り組み 3. 【ミニ講座】 感染対策とADLの維持について 4. 【総評・助言】	(報告者) 坂井健康福祉センター (パネラー) 長寿園 ガーデンハイツ春江 訪問看護さくらステーション (講師) 藤田神経内科 副院長 白崎浩隆 氏 (助言者) 春江病院 田嶋神智 氏	23人

【災害時対応研修】

実施日 (実施方法)	内 容	講 師	参加人数
第1回 9月1日(金) 13:30~15:20 【初動編】 (集合)	1. 【事例報告】 大雨災害における指揮命令および情報共有の実態と課題 2. 【演習】 ・指揮命令系統を立ち上げよう ・災害時の情報共有・情報伝達を体感しよう	勝山市総務課 防災安全官 松村孝省 氏	23人
第2回 12月19日(火) 13:30~16:00 【避難所編】 (集合)	1. 【事例報告】 避難所における健康課題等について ～被災地派遣の経験から～ 2. 【演習】 ・災害時の指揮命令系統の確立、情報情報伝達、避難所アセスメントを体験してみよう!	勝山市総務課 防災安全官 松村孝省 氏	26人

② 実習生の受け入れ

公衆衛生に携わる医師・保健師・栄養士等の専門職の人材育成を図るため、当センターの地域における保健福祉行政機関としての機能、役割について実際の体験を通して習得できるように各公衆衛生実習を受け入れている。

対象学生	学校名	日程	期間	人数
医学部学生	福井大学	令和5年7月4日～7月7日	4日間	20名
保健師・看護師学生	福井県立大学	令和5年8月21日～9月14日	4日間	5名
	福井大学	令和5年6月19日～6月30日	14日間	2名
栄養士学生	仁愛大学	令和5年8月21日～8月25日	5日間	3名
	神戸女子大学			1名
	金沢学院大学			1名

(2) 健康危機管理体制の整備

健康危機が発生した時に、組織としての初動対応が迅速かつ的確に行えるよう、平時から体制整備や研修会等を通して職員の資質向上に努めている。

① 体制整備

「健康福祉センター健康危機管理対応要領」「健康福祉センター災害時対応要領」「健康危機管理対応マニュアル」の整備
 連絡体制網の整備
 健康危機管理対応物品の準備、管理
 災害時アクションカードの見直し

② 所内研修・訓練の開催、他機関主催の研修等への参加

- 所内研修会・訓練
 - ・健康危機発生時の初動対応について
 - ・防護服着脱訓練、患者移送訓練
- 坂井農林総合事務所主催の会議に参加
 - ・高原病性鳥インフルエンザ発生時の対応について

(3) 新型インフルエンザ対策

福井県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、地域の実情に応じた運用面での検討や見直し、情報交換を目的に「新型インフルエンザ等対策地域調整会議」を開催している。

令和5年度は、関係機関における新型コロナウイルス感染症流行初期から流行期における対応や課題等を書面にて意見収集し、各関係機関の意見を踏まえた「保健所健康危機管理対処計画（感染症編）」を策定した。

(4) 市が策定する各種計画への支援

各市が福祉保健等関係計画を策定するにあたり、県計画等との整合性および調整を図るためアドバイザーとして参画し、助言指導を行っている。

	市町村が作成する計画	根拠法令	内 容	あわら市	坂井市	県計画の状況
福 祉	地域福祉計画	社会福祉法第107条	地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画	○ R3.3 改定	○ R3.3 改定	「福井県地域福祉支援計画(H31～R6)」
	障がい者計画	障害者基本法第11条の3項	障がい者のための施策に関する基本的な計画	○ R3.3 改定	○ R3.3 改定	「第7次福井県障がい者福祉計画」(R5～R9)
	障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条	障がい福祉サービス、相談支援事業および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	○ R6.3 改定	○ R6.3 改定	「第7次福井県障がい者福祉計画」(R5～R9)
	障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20	障がい児通所支援および相談支援の提供体制確保に関する計画	○ R6.3 改定	○ R6.3 改定	「第7次福井県障がい者福祉計画」(R5～R9)
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	質の高い幼児期の教育・保育の提供、地域の子ども・子育て支援の量的・質的充実に関する計画	○ R2.3 改定	○ R2.3 改定	「福井県子ども・子育て支援計画」(R2～R6)
	介護保険事業計画	介護保険法第117条	介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画	R6.3改定 坂井地区広域連合		「第9期福井県高齢者福祉・介護保険事業支援計画」(R6～R8)
	高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8	老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画	○ R3.3 改定	○ R3.3 策定	
保 健	健康増進計画	健康増進法第8条	住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画	○ R3.3 策定	○ R3.3 策定	「第5次元気な福井の健康づくり応援計画」(R6～R11)
	食育推進計画	食育基本法第18条第1項	食に関する知識と食を選ぶ力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育に関する計画	○ R3.3 策定	○ R3.3 策定	「第4次ふくいの食育・地産地消推進計画」(R6～R10)
医 療	特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律 第18条	生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした健康診査・保健指導の実施に関する計画	○ R6.3 改定	○ R6.3 改定	
	データヘルス計画	日本再興戦略	健診・レセプトデータの分析に基づいて保健事業をPDCAサイクルで効果的、効率的に実施するための計画	○ R6.3 策定	○ R6.3 策定	
防 災	地域防災計画	災害対策基本法第40条	関係機関が全機能を有効に発揮して生命・身体・財産を災害から保護するための計画	○ H27.3 改定	○ R4.3 改定	福井県地域防災計画 (R5.9改定)
感 染 症	新型インフルエンザ等行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、実施する措置に関する計画	○ H26.3 策定	○ H26.3 策定	福井県新型インフルエンザ対策行動計画 (H25策定)

(5) 地域医療構想・第8次地域医療計画策定

①「福井・坂井地域医療構想調整会坂井分科会」の開催

【日 時】令和5年7月24日(水)、11月27日(金)、令和6年3月11日(月)
19:00～20:30

【会 場】坂井健康福祉センター 大会議室またはオンライン

【出席者】管内の医療、福祉、行政関係者および県地域医療構想アドバイザー 約20名

(6) 在宅医療の推進

坂井地区では、坂井地区医師会が中心となり、地域単位での在宅医療体制を整備するために在宅ケアの推進に取り組んでいる。

先進的な取り組みとして、平成24～27年度に福井県と東京大学によるジェロントロジー共同研究に坂井地区医師会、坂井地区広域連合が参画し、「坂井地区在宅ケア体制モデル」の構築および全県展開に寄与した。当センターも「坂井地区在宅ケア将来モデル推進協議会」の開催等を行い、研究の推進を支援した。

平成28年度以降は、坂井地区広域連合に「坂井地区在宅ケア推進連絡協議会」を設置し、在宅ケア体制のさらなる充実に取り組んでおり、当センターも参画し支援を継続している。

また、平成27年度に、県事業として医療と介護が連携し自宅等での生活や療養が円滑に行えることを目的とした『福井県「退院支援ルール」』を策定。平成28年度から運用を開始した。

平成30年度には、入院前から退院後まで一体的な支援を行うためのツールとして名称を「福井県入退院支援ルール」に改正し活用している。

令和5年度には、在宅医療・介護の現状について把握し、今後の施策につなげることを目的とし、医療機関、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所を対象に、在宅医療・介護連携推進に関する実態調査(R5.8～9月)を実施した。

<令和5年度の主な取り組み>

項目	内容
管内市との連携	・あわら市地域ケア推進会議への参加 ・あわら市認知症初期集中支援チーム運営協議会への参加
坂井地区広域連合との連携	・坂井地区介護保険運営協議会への参加 ・坂井地区在宅ケア推進連絡協議会への参加 ・地域包括支援センター運営協議会への参加
高齢者権利擁護事業体制整備	・あわら市・坂井市高齢者および障害者虐待防止ネットワーク会議への参加 ・あわら市老人ホーム入所措置判定委員会への出席

(7) 学校保健との連携

坂井地域の小・中・高等学校等と連携し、感染症予防に向けた関係職員との情報共有や児童生徒に対する性感染症や薬物乱用防止の正しい知識の普及啓発を行っている。

1 5 感染症対策

(1) 感染症発生届出状況

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づく医師の診断による感染症発生届出状況は下記のとおりである。1類から4類までは診断後直ちに届出、5類は全数把握と定点把握という類型に区分されている。

<感染症発生届出状況>

(令和 5. 12. 31 現在)

感染症名		管内 (件)	福井県 (件)
1類		0	0
2類	結核	11	42
3類	腸管出血性大腸菌感染症	7	19
	腸チフス	0	0
	細菌性赤痢	0	1
4類	E型肝炎	0	1
	A型肝炎	0	1
	重症熱性血小板減少症候群	0	0
	デング熱	0	0
	日本紅斑熱	1	6
	レジオネラ症	3	22
5類	アメーバ赤痢	0	1
	ウイルス性肝炎	0	3
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	0	8
	急性脳炎	0	4
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	5
	後天性免疫不全症候群	0	0
	ジアルジア症	0	2
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	3
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	1	15
	水痘 (入院例に限る)	0	2
	梅毒	0	54
	破傷風	0	0
	百日咳	0	7
風しん	0	0	
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症 ※1~18週までの累計、18週以降届出対象外	132	30,862

<相談対応状況>

・インフルエンザ発生報告の指導 21件

(2) 感染症発生動向調査の実施

地域の感染症の流行状況を把握し、今後の流行予測と効果的な予防対策を行うため、感染症発生動向調査を実施している。

調査結果を管内の市・医療機関・社会福祉施設等に還元し、感染症予防対策につなげている。

(3) ライフステージに応じた感染症予防教室の開催

感染症に関する正しい知識および発生時に適切な対応ができる技術の習得を図るため、学校・施設・各種団体等に対して、各対象に応じた感染症予防教室を開催している。

感染症の集団発生好発時期前に実施し、再確認することで予防と拡大防止に努めている。

<ライフステージ別感染症予防教室開催状況>

日 程	対 象 施 設 等	内 容	参加人数
5月24日 6月29日 8月23日 8月28日 9月6日 9月7日	管内児童福祉施設 41施設 【6会場】	・講義 感染症の基礎知識 平時・発生時の対応 保健所への報告基準等 ・演習 発生時の指揮命令系統の確立と嘔吐物処理	140名

(4) エイズ予防対策

エイズのまん延防止を目的に、面接相談、電話相談および抗体検査を実施し、感染防止や早期発見、感染に対する不安の解消に努めている。また、エイズ検査普及週間・世界エイズデーには図書館や駅等での普及啓発やより多くの方が受検できるよう夜間検査も行っている。

<エイズ相談・検査件数>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	60	25	29	19	25
検査件数	39	12	13	15	21

(5) 肝炎対策

肝炎のまん延防止を目的として相談およびB型肝炎、C型肝炎ウィルス検査を行っている。

<肝炎相談・検査件数>

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	B型	C型	B型	C型	B型	C型	B型	C型	B型	C型
相談件数	101	44	94	50	92	47	89	16	109	44
検査件数	23	23	15	15	18	18	10	10	22	22

(肝炎治療特別促進事業に関する相談含む)

(6) 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎およびC型肝炎患者の肝硬変、肝がん等の重症化防止のために医療費を助成している。

<肝炎治療特別促進事業申請件数>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
インターフェロンフリー治療	9	7	8	5
核酸アナログ製剤治療 (新規)	3	2	4	3
核酸アナログ製剤治療 (更新)	32	78	77	72
合計	44	87	89	80

15-2 結核予防

結核は確実な治療を行えば完治できる時代になったが、全国では年間2万人弱の新登録患者が発生している日本の重大な感染症である。管内では、令和5年に新たに11人の結核発生があり、免疫力の低下した高齢者の発症が多くみられた。

結核発生の予防およびまん延防止、適正な医療提供、正しい知識の啓発等、今後も結核対策の充実強化を図る必要がある。

(1) 結核登録患者の状況

① 登録患者数

(令和5.12.31現在)

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	46,609	41,778	36,076	31,519	28,762
福井県	208	155	127	110	108
管内計	17(1)	16(3)	10(1)	10(1)	17(5)
あわら市	1(0)	4(1)	3(0)	3(0)	6(2)
坂井市	16(1)	12(2)	7(1)	7(1)	11(3)

* 令和3年以前の数値に誤りがあったため、修正を行った。

* () 内は潜在性結核感染症を再掲

② 新登録患者数

(令和5.12.31現在)

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	22,144	18,314	16,659	15,260	15,129
福井県	91	80	79	57	67
管内計	8(0)	11(4)	5(2)	6(2)	11(3)
あわら市	1(0)	5(2)	2(1)	3(2)	3(0)
坂井市	7(0)	6(2)	3(1)	3(0)	8(3)

* 令和3年以前の数値に誤りがあったため、修正を行った。

* () 内は潜在性結核感染症を再掲

(2) 結核患者地域 DOTS 事業

結核患者の治療中断を防止し、確実な治癒をめざすために全結核患者に対し規則的内服が継続できるよう支援する「結核患者地域 DOTS 事業」を実施している。

① 事業内容

- ・入院中から患者訪問支援、院内 DOTS の実施
- ・患者・家族・関係機関との退院前および地域でのカンファレンス
- ・地域 DOTS 個別支援計画の決定、地域 DOTS の実施
- ・コホート検討会による患者発生状況の分析および支援体制の評価

<新登録結核患者 服薬支援状況>

令和5年

		人数
地域 DOTS		14
内 訳	原則毎日服薬確認	0
	週に1回程度の訪問・電話連絡	1
	月1回程度の訪問・電話連絡	1
	週に1回で開始し月1回に変更	11
	入院中のため病院に服薬支援を依頼	1
院内 DOTS		8
死亡、転出等		3
計		25

(3) 結核定期外健康診断（接触者健康診断・管理検診）

結核患者発生時には、本人・家族、その他接触者の状況を迅速に把握し、必要な方に健康診断を実施することで新たな感染者および発病者の早期発見、早期治療につなげ、感染拡大防止を図っている。

また、結核患者の治療終了後2年間は、再発の早期発見のため、半年ごとの管理検診を実施している。

<接触者健康診断・管理検診受診状況>

令和5年度

	対象者数	受診者数	受診率(%)	検査項目（重複あり）			
				ツ反	喀痰	IGRA	胸部X線
接触者健診	291	291	100	2	0	289	0
管理検診	7	7	100	0	0	2	7

(4) 結核定期健康診断

感染症法に基づき、結核のり患率が高い高齢者、医療従事者や教育関係者等、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある者に対して結核定期健康診断の受診状況を把握し、未受診者への受診勧奨を行い早期発見・早期治療を推進している。

(5) 普及啓発

結核予防週間に合わせ、管内医療機関や社会福祉施設等関係機関に対するリーフレットの配布等を通じ結核の正しい知識の普及に努めている。

1 6 食品衛生

(1) 食品衛生法関係

食品衛生法第 54 条に基づく許可件数は 1,900 件であり、昨年度より 72 件増加した。

福井県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導として、当センターでは芦原温泉旅館および海水浴場周辺の旅館等を重点監視指導施設に選定し、食品衛生の確保について指導を行っている。その他の施設についても、計画的に通常監視指導を実施している。また、例年、坂井食品衛生協会と連携して、食品衛生講習会および食品衛生月間啓発活動など、食品衛生の普及啓発に関する事業を展開している。

食中毒の発生状況として、全国的にノロウイルス、カンピロバクター、アニサキスなどによる食中毒が季節を問わず多発している。また、県内ではアニサキス、ノロウイルス、カンピロバクター、クドアによる食中毒が発生した。こうした食中毒を予防するため、上記の監視指導により更なる食品衛生の普及啓発を行う必要がある。

令和 2 年に施行された改正食品衛生法では、すべての食品等事業者に対し一般衛生管理に加え、HACCP(ハサップ)*の考え方を取り入れた衛生管理の実施を義務付けており、この導入に関し、事業者への指導、助言を行っている。

* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。

(2) 福井県食品衛生条例関係

本条例は、令和 3 年 3 月 22 日に上述の食品衛生法の第 2 次施行に伴い廃止され、対象業種は法に基づく許可または届出業種となっている。

(3) 食品表示法(衛生事項)関係

食品衛生監視指導の際に陳列食品の表示を確認し、食品表示基準違反(表示の欠落、誤表記等)を発見した場合には、事業者に対し即時の是正指導等を実施するとともに、講習会では事業者による適正表示の徹底や不適正表示の排除について注意喚起している。また平時から、事業者による適正表示の作成相談に対し助言を実施している。

(4) 食中毒発生状況

令和 5 年度は、福井市を含む県内で 19 件の食中毒事件が発生した。当センター管内での発生はなかった。

(5) 食品衛生講習会等の実施状況

食品衛生意識の向上および食中毒事故の防止を目的として、例年、主に事業者(食品等事業者、社会福祉施設、病院など)を対象に食品衛生講習会を実施している。

<食品衛生講習会等実施状況>

(令和 5 年度)

	食品衛生講習	一般消費者	児童・生徒等	計
実施回数	10	0	0	10
受講者数	1,018	0	0	1,018

(6) 調理師、製菓衛生師免許事務

調理・菓子製造業務従事者の資質の向上を図るため、福井県として調理師・製菓衛生師試験を年1回実施している。

＜調理師免許および製菓衛生師免許登録状況＞ (R6.3.31現在)

項目 年度	調 理 師		製 菓 衛 生 師	
	5年度登録者数	累計登録者数	5年度登録者数	累計登録者数
5	24	5,972 ^{※1}	13	314 ^{※2}

※1 令和5年度調理師免許登録消除件数：4件 ※2 令和5年度製菓衛生師免許登録消除件数：0件

(7) ふぐ処理登録（ふぐ処理師）申請事務

令和4年度の条例改正により「ふぐ処理登録者」から「ふぐ処理師」として新たに試験制度に移行した。「ふぐ処理登録者」は順次「ふぐ処理師認定講習会」を受講することで「ふぐ処理師」に移行する（令和7年3月31日までの措置）。

＜ふぐ処理登録者およびふぐ処理師の累計登録状況＞ (R6.3.31現在)

項目 年度	ふぐ処理師	ふぐ処理登録者	ふぐ処理講習修了者 (未登録者)
5	38	7	116

(8) 食品の検査状況

福井県食品衛生監視指導計画の食品等収去検査計画に基づき、年間を通じて収去検査を実施している。立入検査時および収去検査の結果、違反および不適合事項を発見した際は、速やかに改善措置を講ずるよう食品等事業者に対し指導を行っている。

＜収去検査結果＞ (令和5年度)

事業名	収去数	規格基準不適数	表示不適数
春の行楽シーズン衛生対策	11	0	0
添加物検査	5	0	1
畜水産食品検査	4	0	0
夏期食品一斉取締り	38	0	0
輸入食品検査	7	0	0
野菜・果物検査	6	0	0
秋の行楽シーズン衛生対策	11	0	0
玄米検査	2	0	0
アレルギー特定原材料	2	0	0
年末食品一斉取締り	33	0	0
クドアモニタリング	1	0	0
容器包装検査	3	0	0
合計	123	0	1

1 7 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく畜犬登録、狂犬病予防注射済票の交付および再交付事務については、平成12年度から市町村に事務委任された。狂犬病予防注射の接種率70%以上を保つことが重要であり、管内2市の接種率は70%以上を維持している。

〈市町別犬の登録及び予防注射接種状況〉

	令和5年度			令和4年度		
	登録頭数	注射頭数	接種率(%)	登録頭数	注射頭数	接種率(%)
あわら市	1,140	870	76.3	1,139	933	81.9
坂井市	3,701	3,003	81.1	3,689	2,973	80.6
福井県	30,600	23,569	77.0	30,136	23,625	78.4

1 8 動物愛護

当センターでは、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）」に基づいた第一種動物取扱業の登録、特定動物飼養・保管の許可および第二種動物取扱業届出の受理や虐待疑い対応等を行うとともに、これらの施設の監視指導を「福井県動物取扱業等監視指導実施要領」に基づき実施するほか、「福井県動物の愛護および管理に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき飼い犬こう傷事故対応を行っている。

なお、県では福井県動物愛護センターに動物管理業務の多くを集約し、法および条例に基づき、適正飼養の普及啓発や犬猫の保護・引取り、それらの譲渡等の事業を実施している。

〈第一種動物取扱業登録数〉

(R6.3.31現在)

販売	保管	貸出	訓練	展示	業種数	施設数
13	27	2	1	7	49	37

〈第二種動物取扱業登録数〉

(R6.3.31現在)

譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	業種数	施設数
2	2	1	0	0	7	3

〈特定動物飼養・保管許可数〉

(R6.3.31現在)

施設数	カメ目かみつしがめ科	ワニ目アリゲーター科	トカゲ目ボア科
3	2匹	1匹	1匹

〈咬傷等事故等件数〉

	令和5年度	令和4年度
犬の咬傷事故件数	4	0
特定動物逸走件数	0	0
特定動物事故件数	0	0
虐待疑い対応案件	2	9

19 生活衛生

地域住民の日常生活に密着した生活衛生業務は、近年、住民のニーズの多様化および生活水準の向上に伴い、個々に応じた適切な対応が求められている。

(1) 生活衛生営業関係

近年、営業施設・設備の近代化や多様化が進んでおり、当センターでは、利用者の衛生的で快適な生活を確保するため、施設の立入検査、監視指導等を行っている。特に、入浴施設については、レジオネラ症防止対策として浴槽水の検査も実施し、指導を強化している。

また、住宅宿泊事業法（民泊）の窓口として届出の受理および実績の定期報告を受けている。

<生活衛生六法・住宅宿泊事業法施設数> (R6.3.31 現在)

種 別	市 別		管内計	
	あわら市	坂井市		
理容所	33	88	121	
美容所	55	198	253	
クリーニング所	クリーニング所	5	17	22
	取次所	22	76	98
公衆浴場	21	14	35	
興行場	常設	3	5	8
	仮設	5	0	5
旅館	旅館・ホテル	43	40	83
	簡易宿所	11	48	59
	下宿	0	1	1
住宅宿泊事業法（民泊）	1	2	3	
管内計	199	489	688	

(2) 水道関係

当センターでは、県が策定した「水道水質管理計画」に基づき水道事業者に対し、施設等の適正な維持管理と安全で清浄な水の安定供給に努めるよう、水道施設の監視指導を実施している。

(R6.3.31 現在)

市 名	上 水 道	
	給水人口（人）	
	計 画	現 在
あわら市	30,800	23,877
坂井市	93,400	88,634
管内計	124,200	112,511

(3) 温泉関係

当センターでは、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するとともに、温泉の利用の適正を図るため、温泉利用施設の立入検査および指導等を実施している。

<温泉泉源数> (R6.3.31 現在)

あわら市	坂井市	管内計
81	7	88

(4) 特定建築物関係

多数の人が一時的に集まり使用する大型の建物は、快適で衛生的な空気環境が要求されるため、当センターでは施設の立入検査を実施している。

<特定建築物届出施設数> (R6.3.31 現在)

あわら市	坂井市	管内計
16	31	47

(5) 遊泳用プール

遊泳用プールの衛生の確保およびプールの安全を図ることを目的として、当センターでは施設の立入検査を実施している。

<遊泳用プール数> (R6.3.31 現在)

あわら市	坂井市	管内計
3	7	10

20 廃棄物対策

本県では、平成14年3月に、限りある資源の循環を目的とした「福井県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を図っており、さらなる資源の有効利用のため、令和3年3月にこの計画を改正した。

当センターにおいても、この計画を踏まえ、ごみや産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図るとともに、不法投棄された廃棄物の住民参加による撤去作業および不適正処理防止の啓発活動を行っている。

(1) 産業廃棄物関係

産業廃棄物の適正処理に係る処理事業者・排出事業者の指導に加え、「おいしいふくい食べきり運動」、「ごみゼロ社会」運動（廃棄物減量化宣言）の参加事業所の拡大により、ごみ減量化・リサイクルの推進に対する意識啓発および環境美化の推進に努めている。

また、産業廃棄物処理施設は地域住民から迷惑施設として受けとられ、その確保が困難な状況にあることから、処理施設に係る様々な問題点を話し合うために、地域住民、事業者、関係行政機関で構成する地域懇話会を発足させ、地域の理解が得られる処理施設づくりに努めている。

<産業廃棄物処理業者（廃棄物処理法第14条関係）>

(R6.3.31 現在)

処理業者の許可内容	処理業者数（管内）		
	県内	県外	合計
産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含まないもの）	130	141	271
〃（積替保管を含むもの）	21	2	23
産業廃棄物処分業（中間処理のみ）	20	2	22
〃（最終処分のみ）	0	0	0
〃（中間処理・最終処分）	1	0	1
特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含まないもの）	8	35	43
〃（積替保管を含むもの）	4	1	5
特別管理産業廃棄物処分業（中間処理のみ）	0	0	0
〃（最終処分のみ）	0	0	0
〃（中間処理・最終処分）	0	0	0
合 計	184	181	365

(2) 一般廃棄物関係

家庭から排出される一般廃棄物は年々増加しているが、市においては分別収集を徹底し、資源ごみの回収を行うことにより一般廃棄物の減量化に努めている。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

不適正処理を早期に発見するため、管内の重点地区について、職員および民間警備会社によるパトロールを実施しているほか、特に悪質な事案については、監視カメラによる監視も実施している。

既に不法投棄がされている箇所については、放置しておくとならば不法投棄の増加につながる可能性があるため、地域住民・廃棄物関係事業者の参加のもと、不法投棄された廃棄物の撤去活動を行い、併せて不法投棄を防止するための啓発を行っている。

また、土砂採取跡地等への廃棄物の不法投棄等や野焼きの未然防止を図るため、廃棄物不法処理防止坂井ブロック連絡協議会の活動を充実強化し、警察署を含む他の行政機関や市および地域団体等との連携強化を図っている。

さらに、石川県との県境付近は山地であり人目につかないことから、廃棄物の不法投棄の起き

やすい地帯であるため、石川県と相互に県境を越えてのパトロールを行っている。

(4) その他の監視指導

使用されなくなった廃PCB入りのコンデンサー等の保管施設に立入検査を実施し、保管状況の監視を行うとともに令和9年3月までにその処分を行わなければならないことから、早期の処分を行うよう指導している。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づき、廃自動車の引取業者、解体業者、フロン類の回収業者の施設の立入検査を実施している。

2 1 公害防止

本県では、令和5年3月に環境政策の指針である「福井県環境基本計画」を見直し、「次世代にっなく豊かで美しいふくいの環境」を基本目標に掲げている。当センターとしても、この計画に基づき住民の生活の質の維持・向上を図るため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等、各環境関連法令に基づく届出施設等の立入検査や監視等を行い、日常生活および事業活動における環境の保全や化学物質の適正管理を指導している。

<公害関係法令施設>

(R6.3.31 現在)

公害関係工場・事業場		数
水質汚濁防止法対象工場・事業場		436
大気汚染防止法対象工場・事業場（ばい煙発生施設）		125
同上	（特定粉じん発生施設）	0
同上	（揮発性有機化合物排出施設）	4
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場		11
フロン排出抑制法対象登録事業所（第一種フロン類充填回収業者）		56
公害防止管理者選任工場・事業場		28
福井県公害防止条例	特定工場	6
	特定施設設置工場・事業場	24
	公害防止管理責任者選任工場・事業場	88

(1) 水環境の保全

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法や福井県公害防止条例に基づき、工場・事業場への立入検査や監視等を行い、施設の適正な維持管理を指導している。

また、河川等における魚類のへい死や油流出事故等の水質異常時において、必要な調査を実施している。

(2) 大気環境の保全

大気環境を保全するため、大気汚染防止法や福井県公害防止条例に基づき、ボイラーや焼却炉等のばい煙発生施設、溶剤の乾燥施設等の揮発性有機化合物排出施設等を設置する工場・事業場への立入検査や監視等を行い、施設の適正な維持管理を指導している。

また、アスベスト（石綿）が使用されている建築物の解体、改造または補修等の作業に際して立入検査を行い、アスベストの飛散・漏洩防止のために必要な措置を指導している。

(3) ダイオキシンの排出抑制と関連施設の監視

ダイオキシン類による環境汚染を未然に防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設を設置する工場・事業場への立入検査や監視等を行い、施設の適正な維持管理を指導している。

また、特定施設周辺等の環境の状況を把握するため、大気、河川の水質、河川の底質（川底の泥）、公園等の土壌について、調査を実施している。

<令和5年度における公害関係法に基づく工場・事業場の検査数>

調査対象	区分	調査数
水質汚濁防止法	排水の水質検査	10 施設
大気汚染防止法	排出ガスのばい煙検査	4 施設
大気汚染防止法	排出ガスの揮発性有機化合物検査	1 施設
	特定粉じん排出等作業におけるアスベスト検査	3 施設
ダイオキシン類対策特別措置法	排出ガスのダイオキシン類検査	2 施設
	排水のダイオキシン類検査	1 施設

<令和5年度におけるダイオキシン類の環境調査数>

区分	調査数
大 気	1 地点 (年4回)
土 壌	2 地点 (年1回)

(4) 地下水の汚染防止

地下水の汚染を早期発見するため、管内を9つの区域に分け、区域内の地下水の調査を実施している。

(5) 土壌環境保全対策

改正土壌汚染対策法（平成31年4月1日施行）により、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の形質変更面積が変わったことに伴い、その周知と適切な届出指導を行っている。

また、水質汚濁防止法の有害物質を使用していた特定施設が廃止された時点等において、土壌汚染の有無の把握のため施設の立入検査を実施し、必要な指導を行っている。

土地の形質変更に伴う届出（22件）を受理し、土壌汚染のおそれの有無等を確認している。

(6) フロン類の漏出防止対策

フロン排出抑制法に基づき、フロン類充填回収業者への立入検査や監視等を行っている。

(7) 公害防止組織の整備の推進

工場等における公害を防止するための組織の整備を推進するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、公害防止管理者、公害防止統括者等の選任状況の確認および選任のための指導を行っている。

また、福井県公害防止条例に基づき、公害防止管理責任者の選任状況の確認および選任のための指導を行っている。

(8) 公害苦情への対応

公害苦情の実態を把握し、公害苦情に対して的確に対応するため、公害苦情の件数や処理状況等を整理している。

<令和5年度公害苦情件数>

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	計
2	14	0	0	0	0	0	14	1	31

Ⅲ 資料

● 協議会名簿

(1) 坂井健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条および福井県健康福祉センター運営協議会条例に基づき設置される協議会で、地域保健および保健所の運営に関する事項ならびに地域福祉および健康福祉センターの運営に関する事項を審議する。

R6. 5. 1 現在 (任期 R7. 3. 31 まで)

区 分	氏 名	役 職 名
市	森 之 嗣	あわら市長
	池 田 禎 孝	坂井市長
医 療 機 関 団 体	金 定 基	坂井地区医師会長
学 校	山 田 俊 行	坂井地区教育研究会養護部会部長
社 会 福 祉 関 係 団 体	松 本 美 樹	坂井市社会福祉協議会理事
	伊 藤 幸 子	あわら市民生児童委員協議会連合会代表
事 業 所	西 畑 一 朗	坂井食品衛生協会会長
	尾 崎 司	介護保険事業者ネットワークさかい会長
学 識 経 験 者 (住 民)	藤 島 襄 子	坂井食生活改善推進員連絡協議会長
	卯 目 ひ ろ み	あわら市連合婦人会長

(2) 感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条第 1 項の規定に基づき保健所が設置する協議会で、県内 6 の保健所について 1 の協議会としている。

協議会では、感染症のまん延防止対応について、人権尊重の確保と適正な医療の実施の観点から、就業制限、入院措置・勧告および入院の延長の可否について審議する。

(任期 R5. 4. 1～R7. 3. 31)

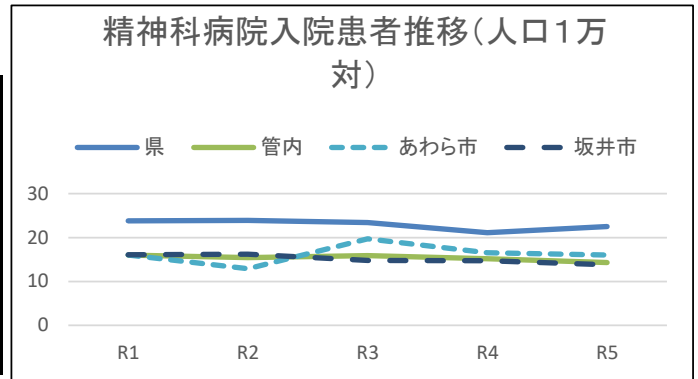
所 属	氏 名	備 考
汐 見 医 院 院 長	汐 見 俊 一	医 療 に 関 す る 有 識 者

9 精神保健福祉

精神科病院入院患者推移（人口1万対）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
県	23.8 (1,827)	23.9 (1,816)	23.4 (1,771)	21.1 (1,580)	22.5 (1,671)
管内	16.0 (186)	15.4 (177)	15.9 (182)	15.2 (172)	14.3 (161)
あわら市	16.0 (44)	12.9 (35)	19.7 (53)	16.5 (44)	16.0 (42)
坂井市	16.1 (142)	16.2 (142)	14.8 (129)	14.7 (128)	13.8 (119)

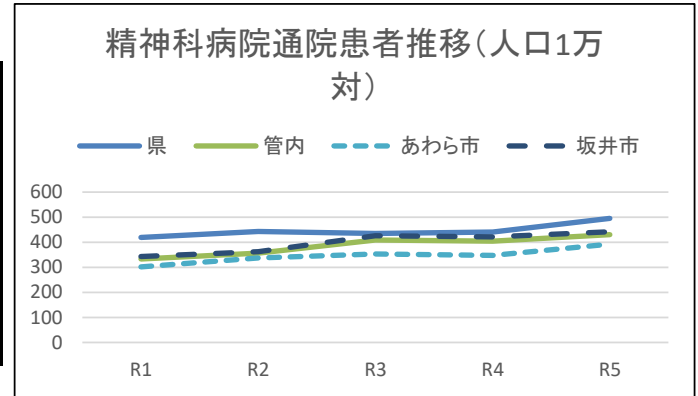
() は年度末3月末時点の実人数



精神科病院通院患者推移（人口1万対）

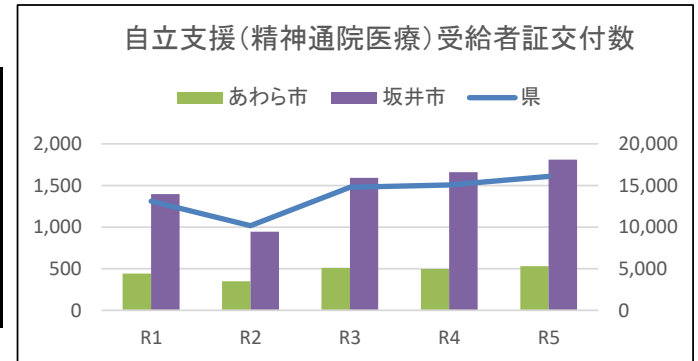
年度	R1	R2	R3	R4	R5
県	419.0 (32,098)	443.3 (33,706)	434.6 (32,901)	441.1 (33,026)	495.1 (36,734)
管内	333.1 (3,866)	356.0 (4,096)	408.6 (4,670)	404.2 (4,585)	430.2 (4,846)
あわら市	301.5 (830)	336.8 (913)	353.4 (953)	347.9 (926)	392.4 (1,031)
坂井市	343.0 (3,036)	361.9 (3,183)	425.6 (3,717)	421.5 (3,659)	441.7 (3,815)

() は年度末3月1ヶ月間の実人数



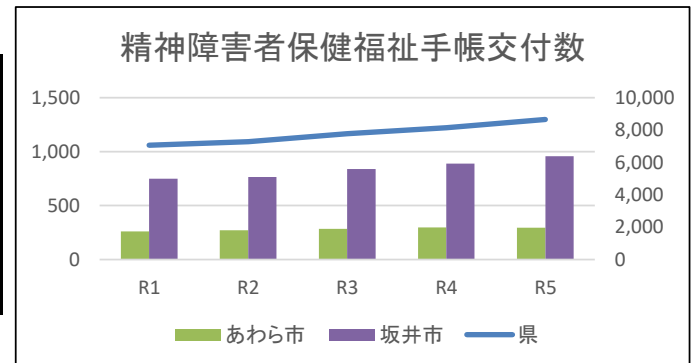
自立支援（精神通院医療）受給者証交付数

年度	R1	R2	R3	R4	R5
県	13,099	10,168	14,769	15,043	16,084
管内	1,838	1,295	2,101	2,155	2,343
あわら市	442	349	509	495	531
坂井市	1,396	946	1,592	1,660	1,812



精神障害者保健福祉手帳交付数

年度	R1	R2	R3	R4	R5
県	7,063	7,287	7,774	8,151	8,655
管内	1,009	1,038	1,125	1,185	1,253
あわら市	261	272	285	297	295
坂井市	748	766	840	888	958



※患者数・交付数：福井県障がい福祉課資料より

※人口：「福井県の人口と世帯（各年度3月1日現在）」より

【参考】

○精神保健福祉法の成立(平成7年)

- ・法の目的に自立と社会参加の促進を明記
- ・精神障害者保健福祉手帳の創設
- ・市町村の役割の明記
- ・指定医制度の充実、入院告知義務の徹底
- ・公費負担医療の保険優先化

○精神保健福祉法の一部改正(平成11年)

- ・精神保健指定医の役割強化
- ・精神障がい者の移送
- ・精神障がい者の保健福祉の充実
- ・精神障害者居宅生活支援事業を法定化(ホームヘルプサービス、ショートステイ)

○精神保健福祉法の一部改正(平成18年)

- ・障害者自立支援法施行に伴う通院公費、

○精神保健福祉法の一部改正(平成26年)

- ・保護者制度の廃止
- ・医療保護入院の際の同意者の変更
- ・医療保護入院の方への退院支援の制度化

○精神保健福祉法の一部改正(令和4年)

- ・医療保護入院の期間の法定化
- ・家族が意思表示を行わない場合の市町村長同意
- ・入院者訪問支援事業の創設

10 母子保健

(1) 人工妊娠中絶 (県)

	総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45歳以上	年齢不詳
令和元年度	813	55	170	141	169	173	97	8	0
令和2年度	762	100	147	156	149	134	68	8	0
令和3年度	704	44	137	144	134	160	78	7	0
令和4年度	603	48	106	139	116	120	71	3	0
令和5年度	597	41	111	130	122	131	59	3	0

(2) 先天性代謝異常等検査事業

(令和5年度)

項目		市別		
		管内計	あわら市	坂井市
要精検数		2	1	1
検査結果	要治療	1	1	0
	経過観察	0	0	0
	異常なし	1	0	1

(3) 母子医療給付

小児慢性特定疾病医療費助成制度 認定者数

(令和6年3月審査会分まで)

疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群異 常	骨系統疾患	脈管系疾患	皮膚疾患	計
管内計	13	6	6	13	19	8	3	2	2	2	8	12	1	1	0	1	97
あわら市	3	1	0	2	1	3	1	1	0	0	1	3	1	0	0	0	17
坂井市	10	5	6	11	18	5	2	1	2	2	7	9	0	1	0	1	80

1 2 栄養改善・健康増進

(1) 特定給食施設等届出状況 (令和5年度)

	開始届	届出事項変更届	休止（廃止）届
件数	0	6	0

(2) 特定給食施設等栄養士配置状況 (令和5年度)

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
特定給食施設	学校	14	21	1	4	5	0	0	18
	病院	0	0	5	14	10	0	0	0
	介護老人保健施設	2	2	2	3	3	0	0	0
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	4	9	4	14	7	0	0	0
	児童福祉施設	1	1	3	3	3	4	6	16
	社会福祉施設	0	0	1	1	1	0	0	0
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	1	2	1
	計	21	33	16	39	29	5	8	35
その他の給食施設	学校	0	0	0	0	0	0	0	5
	病院	0	0	2	2	2	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	1	1	1	1	2	0
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	11	12	6	6	8	5	7	15
	児童福祉施設	4	5	1	1	1	6	6	9
	社会福祉施設	1	1	0	0	0	3	8	0
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	0	0	0	0	0	1	1	1
	その他	3	3	1	1	1	4	4	3
	計	19	21	11	11	13	20	28	33

※特定給食施設とは、特定多数人に対して、継続的に1回100食以上または1日に250食以上の給食を提供する施設をいう。

(3) 食生活改善推進員状況

①活動方法別活動状況

(令和5年度)

市町名	会員数	活動方法						自己活動回数
		集会		対話・訪問		総計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
あわら市	18	160	3,818	140	1,676	300	5,494	423
坂井市	62	192	2,013	479	5,304	671	7,317	810
合計	80	352	5,831	619	6,980	971	12,811	1,233

②活動項目別活動状況

(令和5年度)

市町名	子どもの健康・食生活		若者・働き世代の健康・食生活		高齢者の健康・食生活		その他		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
あわら市	55	1,455	65	1,357	105	1,840	75	842	300	5,494
坂井市	122	928	56	1,506	414	3,706	79	1,177	671	7,317
合計	177	2,383	121	2,863	519	5,546	154	2,019	971	12,811

(4) 栄養士等免許申請状況

(令和4年度)

区 分	件数	区 分	件数
栄養士免許申請	14	管理栄養士免許申請	4
栄養士名簿訂正・免許証書換申請	3	管理栄養士名簿訂正・免許証書換申請	2
栄養士免許再交付申請	1	管理栄養士再交付申請	0

1.3 難病対策

(1) 特定医療費（指定難病）支給認定制度および訪問実施状況

(令和5年度)

番号	疾患名	R6.3.31 現在 認定者数	あわらし	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
1	球脊髄性筋萎縮症					
2	筋萎縮性側索硬化症	4		4	1	2
3	脊髄性筋萎縮症	1	1			
4	原発性側索硬化症					
5	進行性核上性麻痺	16	2	14	1	4
6	パーキンソン病	165	35	130		
7	大脳皮質基底核変性症	6		6		
8	ハンチントン病	1		1		
9	神経有棘赤血球症					
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	1			
11	重症筋無力症	23	6	17		
12	先天性筋無力症候群					
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	24	4	20		
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	5		5		
15	封入体筋炎					
16	クロウ・深瀬症候群					
17	多系統萎縮症	18	3	15	3	8
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	32	3	29		
19	ライソゾーム病	1		1	1	3
20	副腎白質ジストロフィー					
21	ミトコンドリア病	3		3		
22	もやもや病	15	2	13		
23	プリオン病	1		1		
24	亜急性硬化性全脳炎					
25	進行性多巣性白質脳症					
26	HTLV-1関連脊髄症					
27	特発性基底核石灰化症					
28	全身性アミロイドーシス	13	2	11		
29	ウルリッヒ病					
30	遠位型ミオパチー					
31	ベスレムミオパチー					
32	自己食空胞性ミオパチー					
33	シュワルツ・ヤンベル症候群					
34	神経線維腫症	5		5		
35	天疱瘡	6	4	2		
36	表皮水疱症					
37	膿疱性乾癬(汎発型)	3		3		
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群					
39	中毒性表皮壊死症					
40	高安動脈炎	3		3		
41	巨細胞性動脈炎					
42	結節性多発動脈炎					
43	顕微鏡的多発血管炎	8	1	7		
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	1	2		
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	9	4	5		
46	悪性関節リウマチ	4	2	2		
47	バージャー病	2	1	1		
48	原発性抗リン脂質抗体症候群					
49	全身性エリテマトーデス	50	14	36		
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	21	6	15		
51	全身性強皮症	34	9	25		
52	混合性結合組織病	13	3	10		
53	シェーグレン症候群	12	4	8		

番号	疾患名	R6.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
54	成人スチル病	10	1	9		
55	再発性多発軟骨炎	3	2	1		
56	ベーチェット病	15	4	11		
57	特発性拡張型心筋症	10	1	9		
58	肥大型心筋症	3	1	2		
59	拘束型心筋症					
60	再生不良性貧血	12	1	11		
61	自己免疫性溶血性貧血					
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症					
63	特発性血小板減少性紫斑病	12	3	9		
64	血栓性血小板減少性紫斑病					
65	原発性免疫不全症候群	2	2			
66	IgA腎症	10	2	8		
67	多発性嚢胞腎	13	8	5		
68	黄色靱帯骨化症	14	4	10		
69	後縦靱帯骨化症	38	9	29		
70	広範脊柱管狭窄症	9	4	5		
71	特発性大腿骨頭壊死症	11	1	10		
72	下垂体性ADH分泌異常症	3	2	1		
73	下垂体性TSH分泌亢進症					
74	下垂体性PRL分泌亢進症	1		1		
75	クッシング病	1		1		
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症					
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	1	1		
78	下垂体前葉機能低下症	18	3	15		
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)					
80	甲状腺ホルモン不応症					
81	先天性副腎皮質酵素欠損症					
82	先天性副腎低形成症					
83	アジソン病					
84	サルコイドーシス	21	10	11		
85	特発性間質性肺炎	22	7	15		
86	肺動脈性肺高血圧症					
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症					
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	5	2	3		
89	リンパ脈管筋腫症					
90	網膜色素変性症	19	11	8		
91	バッド・キアリ症候群					
92	特発性門脈圧亢進症					
93	原発性胆汁性胆管炎	13	6	7		
94	原発性硬化性胆管炎	1		1		
95	自己免疫性肝炎	10	2	8		
96	クローン病	41	9	32		
97	潰瘍性大腸炎	129	29	100		
98	好酸球性消化管疾患	1	1			
99	慢性特発性偽性腸閉塞症					
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症					
101	腸管神経節細胞僅少症					
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群					
103	CFC症候群					
104	コステロ症候群					
105	チャージ症候群					
106	クリオピリン関連周期熱症候群					
107	若年性特発性関節炎	1	1			
108	TNF受容体関連周期性症候群					
109	非典型溶血性尿毒症症候群					
110	ブラウ症候群					

番号	疾患名	R6.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
111	先天性ミオパチー					
112	マリネスコ・シェーグレン症候群					
113	筋ジストロフィー	6	1	5	5	20
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群					
115	遺伝性周期性四肢麻痺					
116	アトピー性脊髄炎					
117	脊髄空洞症	1		1		
118	脊髄髄膜瘤	1		1		
119	アイザックス症候群					
120	遺伝性ジストニア					
121	神経フェリチン症					
122	脳表ヘモジデリン沈着症					
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症					
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症					
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症					
126	ペリー症候群					
127	前頭側頭葉変性症	1		1		
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎					
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	1		1	1	5
130	先天性無痛無汗症					
131	アレキサンダー病	1		1		
132	先天性核上性球麻痺					
133	メビウス症候群					
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群					
135	アイカルディ症候群					
136	片側巨脳症					
137	限局性皮質異形成					
138	神経細胞移動異常症					
139	先天性大脳白質形成不全症					
140	ドラベ症候群	1		1		
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん					
142	ミオクロニー欠伸てんかん					
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん					
144	レノックス・ガストー症候群	1		1		
145	ウエスト症候群					
146	大田原症候群					
147	早期ミオクロニー脳症					
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん					
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群					
150	環状20番染色体症候群					
151	ラスマッセン脳炎					
152	P C D H19関連症候群					
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎					
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症					
155	ランドウ・クレフナー症候群					
156	レット症候群					
157	スタージ・ウェーバー症候群					
158	結節性硬化症					
159	色素性乾皮症					
160	先天性魚鱗癬					
161	家族性良性慢性天疱瘡					
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	4		4		
163	特発性後天性全身性無汗症					
164	眼皮膚白皮症					
165	肥厚性皮膚骨膜症					
166	弾性線維性仮性黄色腫					
167	マルファン症候群	1		1		
168	エーラス・ダンロス症候群					
169	メンケス病					

番号	疾患名	R6.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
170	オクシピタル・ホーン症候群					
171	ウィルソン病					
172	低ホスファターゼ症					
173	VATER症候群					
174	那須・ハコラ病					
175	ウィーバー症候群					
176	コフィン・ローリー症候群					
177	ジュベール症候群関連疾患					
178	モワット・ウィルソン症候群					
179	ウィリアムズ症候群					
180	A T R - X 症候群					
181	クルーゾン症候群					
182	アペール症候群					
183	ファイファー症候群					
184	アントレー・ピクスラー症候群					
185	コフィン・シリズ症候群					
186	ロスムンド・トムソン症候群					
187	歌舞伎症候群					
188	多脾症候群					
189	無脾症候群					
190	鰓耳腎症候群					
191	ウェルナー症候群					
192	コケイン症候群					
193	ブラダー・ウィリ症候群					
194	ソトス症候群					
195	ヌーナン症候群					
196	ヤング・シンプソン症候群					
197	1 p36欠失症候群					
198	4 p欠失症候群					
199	5 p欠失症候群					
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群					
201	アンジェルマン症候群					
202	スミス・マギニス症候群					
203	22q11.2欠失症候群					
204	エマヌエル症候群					
205	脆弱X症候群関連疾患					
206	脆弱X症候群					
207	総動脈幹遺残症					
208	修正大血管転位症	1		1		
209	完全大血管転位症					
210	単心室症	2	1	1		
211	左心低形成症候群					
212	三尖弁閉鎖症					
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症					
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症					
215	ファロー四徴症					
216	両大血管右室起始症					
217	エプスタイン病					
218	アルポート症候群	1	1			
219	ギャロウェイ・モワット症候群					
220	急速進行性糸球体腎炎	1		1		
221	抗糸球体基底膜腎炎	1		1		
222	一次性ネフローゼ症候群	13	4	9		
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎					
224	紫斑病性腎炎	2		2		
225	先天性腎性尿崩症					
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1		1		
227	オスラー病					
228	閉塞性細気管支炎					
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)					
230	肺胞低換気症候群					
231	α1-アンチトリプシン欠乏症					
232	カーニー複合					

番号	疾患名	R6.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
233	ウォルフラム症候群					
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)					
235	副甲状腺機能低下症					
236	偽性副甲状腺機能低下症					
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症					
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症					
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症					
240	フェニルケトン尿症					
241	高チロシン血症1型	1		1		
242	高チロシン血症2型					
243	高チロシン血症3型					
244	メーブルシロップ尿症					
245	プロピオン酸血症					
246	メチルマロン酸血症					
247	イソ吉草酸血症					
248	グルコーストランスポーター1欠損症					
249	グルタル酸血症1型					
250	グルタル酸血症2型					
251	尿素サイクル異常症					
252	リジン尿性蛋白不耐症					
253	先天性葉酸吸収不全					
254	ホルフィリン症					
255	複合カルボキシラーゼ欠損症					
256	筋型糖原病					
257	肝型糖原病					
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症					
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症					
260	シトステロール血症					
261	タンジール病					
262	原発性高カイロミクロン血症					
263	脳腫黄色腫症					
264	無βリポタンパク血症					
265	脂肪萎縮症					
266	家族性地中海熱					
267	高IgD症候群	1		1		
268	中條・西村症候群					
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アグネ症候群					
270	慢性再発性多発性骨髄炎					
271	強直性脊椎炎	3	1	2		
272	進行性骨化性線維異形成症					
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症					
274	骨形成不全症	1		1		
275	タナトフォリック骨異形成症					
276	軟骨無形成症					
277	リンパ管腫症/ゴーム病					
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)					
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)					
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)					
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群					
282	先天性赤血球形成異常性貧血					
283	後天性赤芽球癆	1		1		
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血					
285	ファンコニ貧血					
286	遺伝性鉄芽球性貧血					
287	エプスタイン症候群					
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症					
289	クローンカイト・カナダ症候群	1		1		
290	非特異性多発性小腸潰瘍症					

番号	疾患名	R6.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)					
292	総排泄腔外反症					
293	総排泄腔遺残					
294	先天性横隔膜ヘルニア					
295	乳幼児肝巨大血管腫					
296	胆道閉鎖症	1		1		
297	アラジール症候群					
298	遺伝性膝炎					
299	嚢胞性線維症					
300	IgG4関連疾患	7	1	6		
301	黄斑ジストロフィー					
302	レーベル遺伝性視神経症					
303	アッシュヤー症候群					
304	若年発症型両側性感音難聴					
305	遅発性内リンパ水腫					
306	好酸球性副鼻腔炎	16	1	15		
307	カナバン病					
308	進行性白質脳症					
309	進行性ミオクローヌスてんかん					
310	先天異常症候群					
311	先天性三尖弁狭窄症					
312	先天性僧帽弁狭窄症					
313	先天性肺静脈狭窄症					
314	左肺動脈右肺動脈起始症					
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／L MX1B関連腎症					
316	カルニチン回路異常症					
317	三頭酵素欠損症					
318	シトリン欠損症					
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症					
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシ トール(GPI)欠損症					
321	非ケトーシス型高グリシン血症					
322	β-ケトチオラーゼ欠損症					
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症					
324	メチルグルタコン酸尿症					
325	遺伝性自己炎症疾患					
326	大理石骨病					
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるもの に限る。)					
328	前眼部形成異常					
329	無虹彩症					
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症					
331	特発性多中心性キャッスルマン病	2	1	1		
332	膠様滴状角膜ジストロフィー					
333	ハッチン・ギルフォード症候群					
334	脳クレアチニン欠乏症					
335	ネフロン癆					
336	家族性βリポタンパク血症1(ホモ結合体)					
337	ホモシスチン尿症					
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症					
	計	1,026	246	780	12	42

15-2 結核予防

(1) 結核健康診断実施状況

(令和5年度)

実施義務者	事業主	学校長	施設の長	市長		
				管内計	あわら市	坂井市
対象者数	2,834	429	1,186	34,994	9,328	25,666
受診者数	2,718	428	987	3,892	1,167	3,892
受診率	95.9%	99.8%	83.2%	11.1%	12.5%	15.1%
結核のおそれがある者	0	0	0	0	0	0

(2) 結核登録患者の状況

①活動性分類別登録患者数(受療状況・市別)

(令和5年12月31日現在)

	登録患者総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症(別掲)
		総数	肺結核活動性						肺外結核活動性			
			総数	登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他				
				総数	初回治療	再治療						
管内計	11	3	3	2	2	0	1	0	0	8	0	1
受療状況	入院中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外来治療	3	3	3	2	2	0	1	0	0	0	0
	治療なし	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市別	あわら市	5	2	2	2	2	0	0	0	0	3	0
	坂井市	6	1	1	0	0	0	1	0	0	5	0

②登録患者数(年齢階級別・男女別)

(令和5年12月31日現在)

市	年齢	総数		0~19		20~29		30~39		40~49		50~59		60~69		70歳以上		
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
管内計		12	8	4	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5	3
あわら市		5	3	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
坂井市		7	5	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4	1

※潜在性結核感染症を含む

③年次別活動性全結核患者

(令和5年12月31日現在)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国	9,695	8,640	7,744	6,782	6,794
福井県	40	39	35	26	42
管内計	5	9	1	4	8
あわら市	0	4	1	1	3
坂井市	5	5	0	3	5

④新登録患者数（年齢階級別活動性分類）

（令和5年）

年齢	管内								
	活動性結核								潜在性結核感染症 （別掲）
	総数	肺結核活動性						肺外結核活動性	
		総数	喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性	菌陰性・その他		
総数			初回治療	再治療					
0～4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29	3	3	0	0	0	2	1	0	1
30～39	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40～49	1	1	0	0	0	1	0	0	0
50～59	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～69	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～	4	4	3	3	0	1	0	0	2
計	8	8	3	3	0	4	1	0	3

⑤年次別公費負担状況

（令和5年）

<法第37条による診査状況（勧告入院患者）>

<法第37条の2による診査状況（一般患者）>

区分年	申請件数	承認件数	保留件数	不承認件数
令和2年	2	2	0	0
令和3年	1	1	0	0
令和4年	3	3	0	0
令和5年	4	4	0	0

区分年	申請件数	承認件数	保留件数	不承認件数
令和2年	17	17	0	0
令和3年	10	10	0	0
令和4年	11	11	0	0
令和5年	23	23	0	0

⑥訪問・相談状況

（令和5年度）

	訪問指導	相談	
	延人員（実）	電話延人員（実）	面接延人員（実）
人員	76（14）	48（10）	19（6）

※相談には結核患者・家族の他、関係者（接触者）を含む

16 食品衛生

ア) 許可を要する食品関係営業施設 (旧法に基づく)

(令和5年度)

業種	項目	5年度末 施設数	継続許可 件数	新規許可 件数	廃業 件数	監視 実施数	4年度末 施設数
飲食店営業		438			56	10	687
菓子製造業		80			31	3	119
乳処理業							
特別牛乳搾取処理業							
乳製品製造業		1					1
集乳業							
魚介類販売業		48			23	2	73
魚介類競り売り業							
魚肉練り製品製造業		1					2
食品の冷凍又は冷蔵業		7					9
かん詰またはびん詰食品製造業		2			3		5
喫茶店営業		9			4		22
あん類製造業							
アイスクリーム類製造業		25			3		33
食肉処理業		1				1	2
食肉販売業		22			8		32
食肉製品製造業							
乳酸菌飲料製造業							
食用油脂製造業					1		1
マカロン又はショートニング製造業							
みそ製造業		3			1		5
しょうゆ製造業		1					2
ソース類製造業		3					3
酒類製造業		2					2
豆腐製造業		3			3		6
納豆製造業							
麺類製造業		4			4		8
そうざい製造業		54			15	1	78
添加物製造業		3					3
食品の放射線照射業							
清涼飲料水製造業		3			3		6
氷雪製造業							
管内計		710			155	17	1,099

イ) 許可を要する食品関係営業施設 (改正法に基づく)

(令和5年度)

業種	項目	5年度末 施設数	継続許可 件数	新規許可 件数	廃業 件数	監視 実施数	4年度末 施設数
飲食店営業		800		309	33	322	497
調理の機能を有する自動販売機		3		3		3	
食肉販売業		29		9		9	20
魚介類販売業		69		26	2	23	45
魚介類競り売り営業		2					2
集乳業							
乳処理業							
特別牛乳搾取処理業							
食肉処理業		6		1		3	4
食品の放射線照射業							
菓子製造業		120		40	3	44	78
アイスクリーム類製造業		10		4	3	8	5
乳製品製造業							
清涼飲料水製造業		6		3		3	3
食肉製品製造業		1					1
水産製品製造業		15		10		11	5
氷雪製造業							
液卵製造業							
食用油脂製造業							
みそ又はしょうゆ製造業		4		1		1	2
酒類製造業		1		1		1	
豆腐製造業		7		3		3	4
納豆製造業							
麺類製造業		10		5		4	5

そ う ざ い 製 造 業	62		21		19	37
複 合 製 造 業						
冷 凍 食 品 製 造 業	10		1		2	8
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業						
漬 物 製 造 業	26		16	1	18	9
密 封 包 装 食 品 製 造 業	7		5		4	2
食 品 の 小 分 け 業	1					1
添 加 物 製 造 業	1				1	1
管 内 計	1190		458	42	479	729

ウ) 届出を要する食品関係営業施設 (改正法に基づく)

(令和5年度)

業 種		項 目	5年度末 施設数	監視 実施数※	4年度末 施設数
旧 許 可 業 種 で あ っ た 営 業	魚 介 類 販 売 業 (包装済みの魚介類のみの販売)		63		70
	食 肉 販 売 業 (包装済みの食肉のみの販売)		85		99
	乳 類 販 売 業		183		204
	氷 雪 販 売 業		5		5
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)		256		234
販 売 業	弁 当 販 売 業		4		1
	野 菜 果 物 販 売 業		23		17
	米 穀 類 販 売 業		7		7
	通信販売・訪問販売による販売業		2		
	コンビニエンスストア		49		46
	百貨店、総合スーパー		17		16
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)		96		86
	その他の食料・飲料販売業		78		66
製 造 ・ 加 工 業	添 加 物 製 造 ・ 加 工 業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)		1		1
	いわゆる健康食品の製造・加工業				
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業 (飲料の製造を除く。)		5		5
	農産保存食料品製造・加工業		7		4
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業		2		2
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業				
	精 穀 ・ 製 粉 業		1		1
	製 茶 業		4		4
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業				
	卵 選 別 包 装 業		1		1
その他の食料品製造・加工業		13		7	
上 記 以 外 の もの	行 商		3		2
	集 団 給 食 施 設		58	12	55
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)		3		3
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		1		
	そ の 他		1		1
管 内 計		968	12	937	

※届出業種に対応した監視のみ計上

18 動物愛護

(1) 立入検査数

	令和5年度	令和4年度
第一種動物取扱業	43	57
第二種動物取扱業	3	1
特定動物	3	3

19 生活衛生

(1) 立入検査数

		令和5年度	令和4年度
生活衛生 六法関係	理容所	4	0
	美容所	8	5
	クリーニング所	0	0
	公衆浴場	20	26
	興行場	5	0
	旅館等	37	33
水道施設	水道事業（簡易水道事業を除く。）	0	0
	簡易水道事業	0	0
	水道用水供給事業	0	0
	専用水道	0	0
	簡易専用水道	0	0
	その他の水道	0	0
その他の 施設	温泉	6	12
	特定建築物	14	0
	遊泳用プール	10	0

(2) 温泉利用状況

(R6.3.31現在)

市 町 村 名	温 泉 地 名	源 泉 総 数 (A + B)	利 用		未 利 用		温 度 別 源 泉 数				湧 出 量 (ℓ/分)		主 た る 泉 質 名
			源 泉 数 (A)		源 泉 数 (B)		25℃	25℃以上	42℃	水蒸気 及びガス	自 噴	動 力	
			自 噴	動 力	自 噴	動 力	未 満	42℃未 満	以 上				
あわら市	芦原	74		39		35	8	13	18			1481.7	Na・Ca-Cl泉
	芦原東	2		1		1	1					122.0	温泉法別表に基づく温泉(F-)
	芦原西	1				1							
	北潟	1		1					1			71.2	Na・Ca-Cl泉
	細呂木	1				1							
	金津	2		1		1	1					250.0	Na・Ca-SO4泉
坂井市	三国町	東尋坊	2		2				2			158.0	単純温泉
	〃	宿	2		2		1		1			93.0	Na・Ca-Cl泉
	〃	安島	1		1				1			204.0	Na・Ca-Cl泉
	丸岡町	山竹田	1	1			1				329.0		Ca-SO4泉
	〃	八ヶ郷	1		1				1			77.0	Ca・Na-SO4泉
計		88	1	48	0	39	12	16	21	0	329.0	2456.9	

20 廃棄物対策

(1) 廃棄物処理施設（廃棄物処理法第15条関係）

(R6.3.31 現在)

政令7条施設			施設数
1号	汚泥の脱水施設	10 m ³ /日を超えるもの	0
2号	汚泥の乾燥施設	10 m ³ /日を超えるもの	0
3号	汚泥の焼却施設	5 m ³ /日を超えるもの	1
4号	廃油の油水分離施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号を除く。）	10 m ³ /日を超えるもの	1
5号	廃油の焼却施設（同上）	1 m ³ /日を超えるもの	1
6号	廃酸の中和施設	50 m ³ /日を超えるもの	0
	廃アルカリの中和施設	50 m ³ /日を超えるもの	0
7号	廃プラスチック類の破碎施設	5 t /日を超えるもの	3
8号	廃プラスチック類の焼却施設（3,5号に掲げるものを除く。）	0.1 t /日を超えるもの	3
8-2号	木くずの破碎施設	5 t /日を超えるもの	7
	がれき類の破碎施設	5 t /日を超えるもの	14
9号	汚泥のコンクリート固形化施設	—	0
10号	汚泥のばい焼施設	—	0
11号	汚泥に含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
	廃酸に含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
	廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
12号	廃PCB等の焼却施設	—	0
12-2号	廃PCB等の分解施設	—	0
13号	PCB汚染物等の洗浄施設・分離施設	—	0
13-2号	産業廃棄物の焼却施設（3,5,8,12号に掲げるものを除く。）	200kg/時間を超えるもの	0
14号イ	遮断型最終処分場 [政令6条の四第三号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物]	—	0
	ロ	安定型最終処分場	—
ハ	管理型最終処分場 [イ、ロ以外の産業廃棄物]	—	1
合 計			31

(2) -① ごみ処理施設

施設名	設置者	設置場所	能力(t/日)	処理方式	稼働年月日
清掃センター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	あわら市笹岡 33-3-1	222	全連続燃焼	H7.10.1

(2) -② 粗大ごみ処理施設

施設名	設置者	設置場所	能力(t/日)	処理方式	稼働年月日
清掃センター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	あわら市笹岡 33-3-1	90	回転	H7.10.1

(2) -③ごみ最終処分場

施設名	設置者	設置場所	能力(m ³)	使用開始年月日
最終処分場	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	あわら市笹岡・御簾尾・矢地地係	231,000	H11.4.1

(2) -④し尿処理施設

施設名	設置者	設置場所	能力(kl/日)	処理方式	稼働年月日
さかいクリーンセンター	坂井地区広域連合	坂井市坂井町今井1-1	41	膜処理 高負荷 脱窒素	H23.3.31

(3) 廃棄物関係施設等立入検査の年度推移

区分 年度	産業廃棄物関係		一般廃棄物関係			野外焼却 の中止等 不適正処 理に対す る指導③	浄化槽	計
	処理業 ①	処理施設 ②	ごみ 処理 施設	ごみ 最終 処分場	し尿 処理 施設			
令和5	28	9	1	0	0	71	0	109
令和4	35	13	1	0	0	75	0	124

2.1 公害防止

公害関係法令に基づく工場・事業場の立入検査数 (令和5年度)

水質汚濁防止法対象工場・事業場	43	
大気汚染防止法対象工場・事業場 (ばい煙発生施設)	28	
同上 (揮発性有機化合物排出施設)	2	
大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施場所	9	
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場	6	
フロン排出抑制法対象登録事業所 (第一種フロン類回収業者)	0	
福井県公害防止条例	特定工場	4
	特定施設設置工場・事業場	10